

第2期広陵町地域福祉計画

令和6年3月
広 陵 町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨と背景	1
2.	地域福祉計画について	2
3.	計画の位置付け	3
4.	計画期間	4
5.	計画の策定体制	5
6.	SDGsの推進	7
第2章	地域福祉を取り巻く状況	9
1.	人口等の状況	9
2.	高齢者の状況	14
3.	障がい者の状況	18
4.	子ども・子育て支援の状況	21
5.	生活困窮者の状況	27
6.	その他 地域活動に関する状況	30
7.	取り組みの現状とこれからの課題	33
第3章	計画の基本方針	44
1.	基本理念	44
2.	基本目標	45
3.	施策の体系	47
4.	重層的支援体制整備事業の方針	48
第4章	施策の展開	49
	基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる	49
	基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる	61
	基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる	82
	基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる	90
第5章	計画推進のために	108
1.	協働による計画の推進	108
2.	計画の周知・普及	108
3.	社会福祉協議会との連携	108
4.	計画の進行管理、点検・見直し	109
資料編		110
1.	計画策定について	110
2.	用語解説	113

本計画では、障害は「障がい」（平仮名）の表記に統一しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

みなさんは「地域」と聞いて、どれぐらいの範囲を思い浮かべるでしょうか。

「地域」のとらえ方は様々であり、隣近所だと考える人や、区・自治会単位と考える人、または町全体ととらえる人もいることでしょう。

今日まで、わたしたちは、イメージする範囲の違いはあっても、これまでは同じ「地域」に生活し、文化や風習を共有する中で信頼関係を築き、困った時には助け合い、支え合って生活を営んできました。

広陵町（以下「本町」という）では、平成30年度に「広陵町地域福祉計画」を策定し、福祉分野に共通する課題や既存の制度の狭間に生じた問題等の解決に向けて、地域住民、ボランティア等の福祉団体、民間事業者と行政が協働して取り組んできました。

しかし、近年は少子高齢化の進行や、単身世帯の増加などで地域住民同士の交流が希薄化する中で、困りごとや悩みごとを抱える人の存在がみえにくくなり、社会から孤立する人が生じやすい環境となってきました。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大や社会情勢の変化により、社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題もますます深刻化・複雑化しています。

また、国では、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「地域共生社会」の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が新たに設けられました。この事業は、介護、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を、市町村などがより柔軟に整備できるようにすることを目的としています。

この度、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第1期広陵町地域福祉計画」（以下「第1期計画」という）が期間満了を迎えることから、近年の地域福祉を取り巻く社会情勢と国の動向を踏まえ、本町が直面する地域課題に対応しながら、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちづくりを一層進めるため、地域福祉を推進する指針として、新たな「第2期広陵町地域福祉計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2. 地域福祉計画について

◇地域福祉とは◇

一般的に「福祉」は、個人や家族など、個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、児童などに対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

◇すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画◇

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの課題には、「個人や家族で解決する」（自助）、「近隣や地域の人、知人などによる相互の助け合いにより解決する」（互助）、「ボランティアや福祉団体など様々な主体による民間の支援活動または行政と協働して解決する」（共助）、「行政や制度的なサービスによって解決する」（公助）、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

わたしたちの広陵町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが地域の担い手であると自覚し、住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが大切です。

その「小さなこと」を具体的に示し、地域住民と行政と一緒に地域福祉を推進していく上で指針となる計画が地域福祉計画です。

また、地域福祉の推進は自殺予防にもつながるという観点から、本町では地域福祉計画と自殺対策計画を一体的に策定します。

3. 計画の位置付け

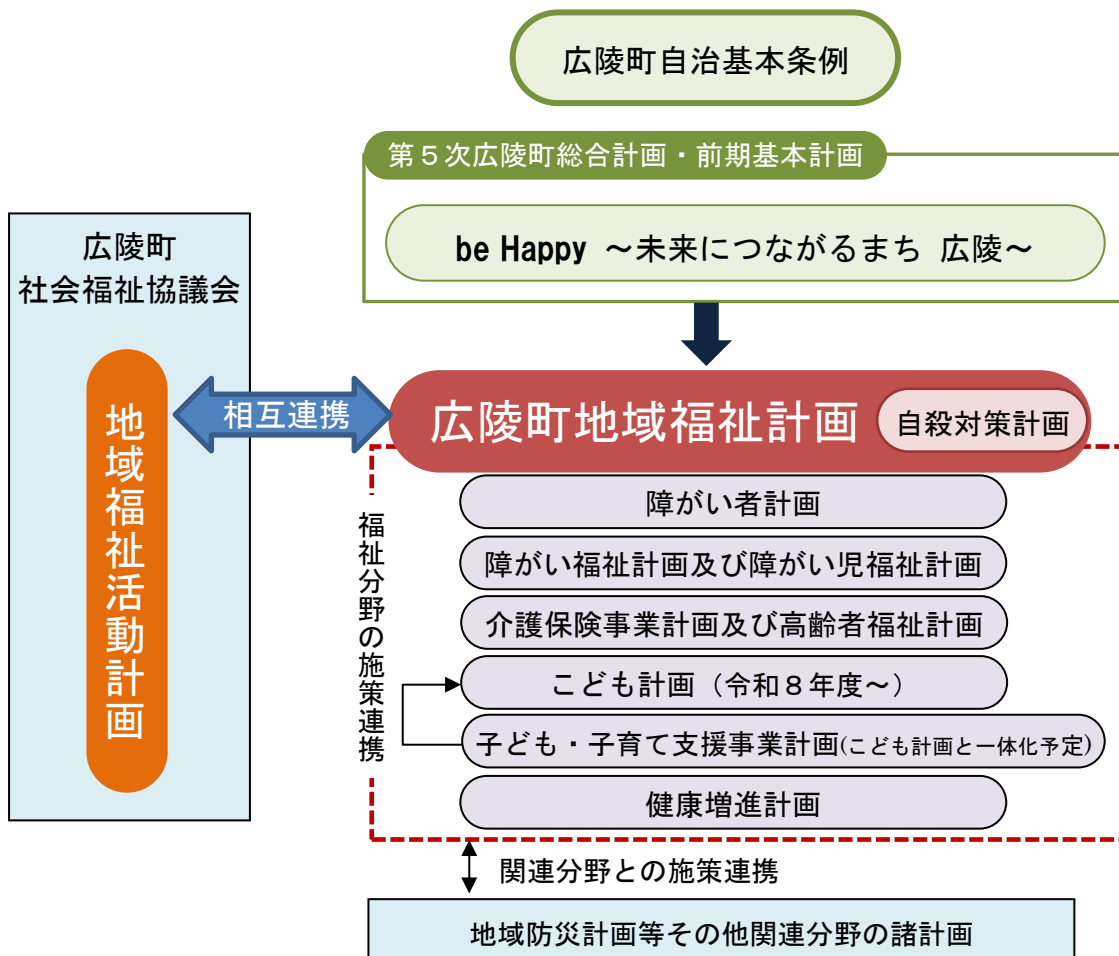
「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康増進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する、福祉分野の上位計画に位置付けられます。

また、自殺対策基本法が改正、自殺総合対策大綱が新たに閣議決定されるなど、「生きることの包括的支援」として、自殺を防ぐための施策が市町村においても求められるようになっていきます。このため、本町では、地域福祉計画に自殺対策計画を包含して策定します。

本町の位置付けとしては、最上位計画である「第5次広陵町総合計画（計画期間：令和4年度～令和15年度）」及び本町のまちづくりの基本規範となる「広陵町自治基本条例」、他の関連計画との整合性を図りながら策定します。

「地域福祉活動計画」は、住民、地域で福祉活動を行う者や福祉事業を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする具体的な行動と関係機関の役割分担を明示した実践的な計画であり、広陵町社会福祉協議会が策定しています。そのため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は相互連携のもとに実施していきます。

《広陵町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置付け》



4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

《地域福祉計画と関連計画の期間》

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
広陵町総合計画	第5次前期			第5次中期				
地域福祉計画	第1期	第2期				第3期		
障がい者計画	第3期	第4期						
障がい福祉計画	第6期	第7期	第8期					
障がい児福祉計画	第2期	第3期	第4期					
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第8期	第9期	第10期					
こども計画					第1期			
子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期	(こども計画と一体化予定)				
健康増進計画	第2次				第3次			

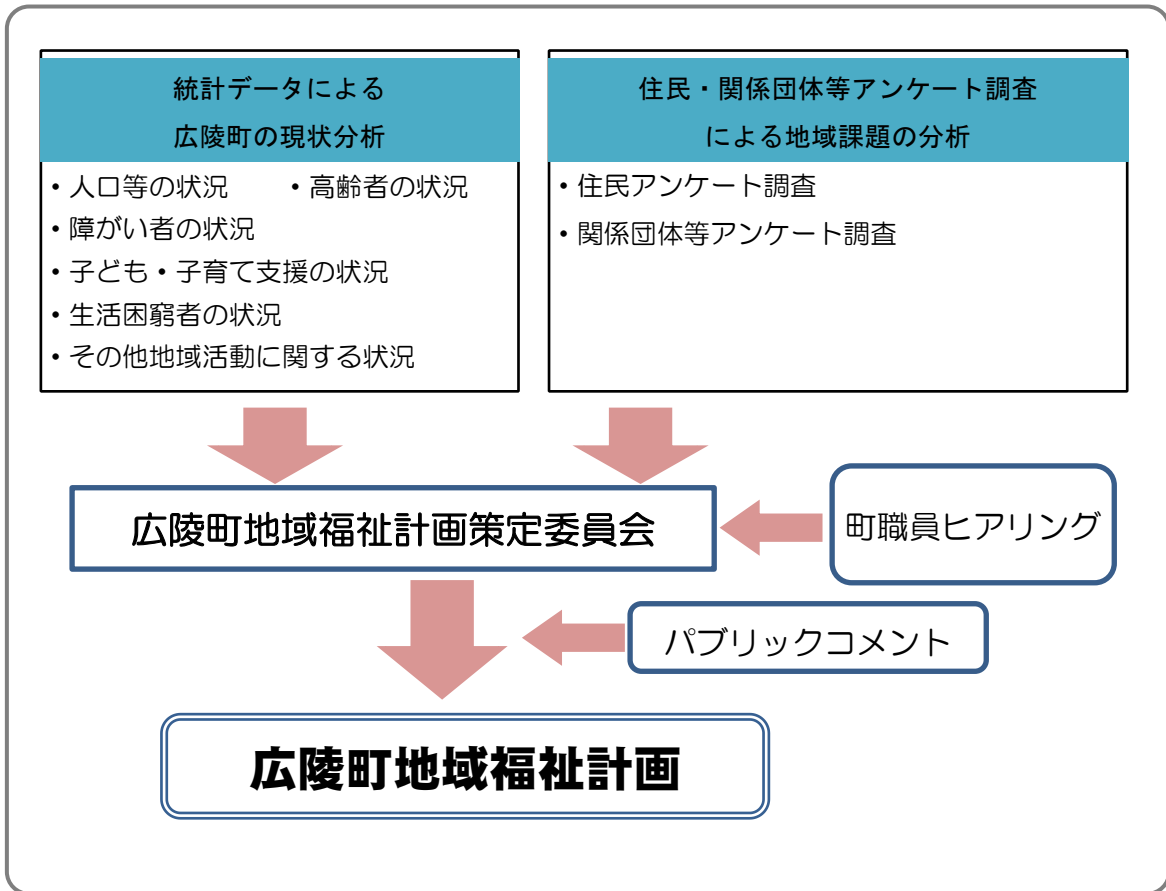
5. 計画の策定体制

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、令和6年度から令和10年度を対象期間とした第2期計画の策定にあたっては、住民アンケート、関係団体等アンケートなどから地域の現状と課題の洗い出しを行いました。また、町関係部署の職員に、これまでの地域福祉計画の進捗状況の把握や実績の評価についてヒアリングを行い、住民と行政との協働の在り方について検討しました。

それらの結果を基に、有識者や福祉関係団体の代表などからなる「広陵町地域福祉計画策定委員会」において議論を重ね、計画案を検討しました。

住民アンケート調査の実施
18歳以上の住民から無作為に抽出した2,000人に対して、アンケート調査を実施し、地域福祉に関する意識や現状について把握しました。調査結果は第2期広陵町地域福祉計画及び地域福祉活動計画に反映しています。 調査期間：令和5年8月25日～9月11日 配付：2,000票 回答：769票（38.5%）
関係団体等アンケート調査の実施
計画への提言を広くいただくために、関係団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。調査結果は第2期広陵町地域福祉計画及び地域福祉活動計画に反映しています。 調査期間：令和5年10月13日～11月6日 配付：25団体 回答：18団体（72.0%）
広陵町地域福祉計画策定委員会の開催
計画の策定及び推進に関する審議を行う場として「広陵町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。本委員会は、学識経験者や福祉関係団体及び地域で活動するボランティア団体等の代表者などの委員で構成され、4回に渡り議論・検討をいただきました。
パブリックコメントの実施
計画に対する住民の意見や要望を把握するためにパブリックコメントを実施し、計画案に反映しました。（令和6年1月19日～1月29日実施）

《計画策定手法のイメージ》



6. SDGsの推進

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）とは、平成 27 年9月の国連サミットにおいて採択された令和 12 年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、平成 28 年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しています。同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みを推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略等の策定・改訂に当たってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。さらに、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通じて、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定する制度を、平成 30 年に新たに創設しています。

本町は、一般社団法人広陵町産業総合振興機構（なりわい）の設立を通じて、商工業、農業、観光の分野について、地域の事業者、団体、個人の事業の立ち上げ、生産性の向上支援、マーケティングサポートなどの中間支援を行うとともに、機構自らの収益事業を展開し、地域経済への貢献を包括的に行うことなどを提案した結果、令和元年7月、SDGs 推進に向けたポテンシャルの高い提案として、「SDGs 未来都市」に選定されています。

《SDGsに掲げられている 17 の目標》

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター「SDGsのポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」

第5次広陵町総合計画では、【基本目標4 誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち】に位置付ける、施策4-6 地域福祉の充実において、密接な関連のあるSDGsの目標（ゴール）を示しています。

本計画は、本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの7つの目標（ゴール）の達成に取り組んでいきます。

《第5次広陵町総合計画で示しているSDGsの目標（ゴール）》

【基本目標4 誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち】

施策4-6 地域福祉の充実

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1 貧困をなくそう</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>

資料：第5次広陵町総合計画

第2章 地域福祉を取り巻く状況

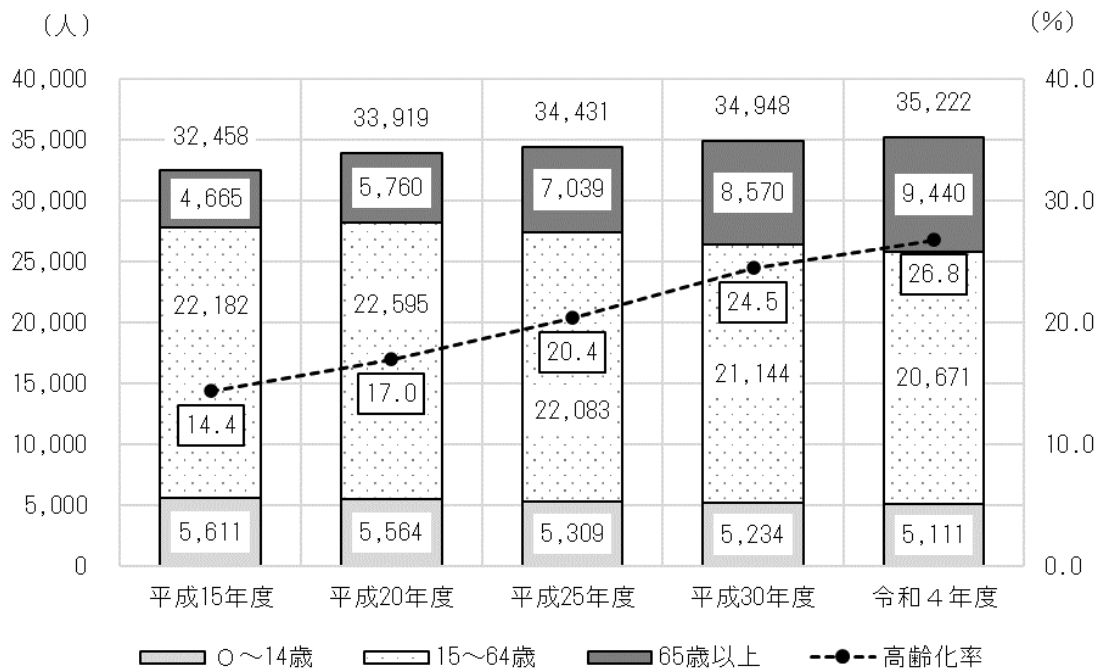
1. 人口等の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、平成28年4月に初めて35,000人を超えましたが、以降は増減を繰り返しながらも、微増で推移しています。

その中で65歳以上の高齢者は、平成15年から令和4年までの20年間で2倍以上の増加となっており、高齢化率も上昇しています。

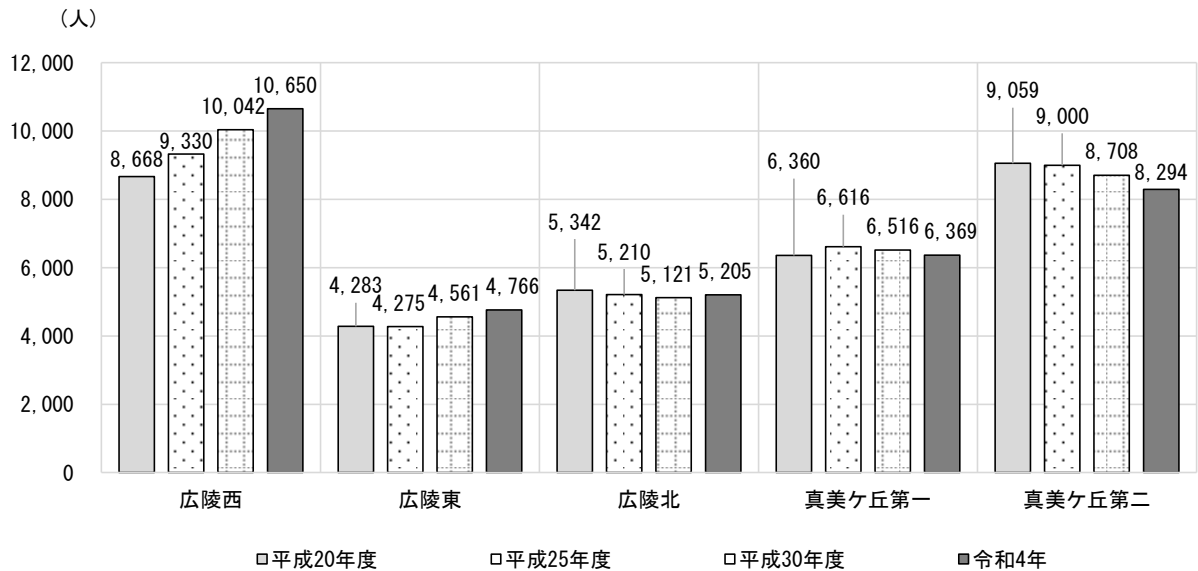
《人口等の推移》



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

小学校区別に人口の推移をみると、近年、ミニ開発が盛んに行われている広陵西小学校区、広陵東小学校区で人口が増加している一方、広陵北小学校区では横ばい、真美ヶ丘第一小学校区と真美ヶ丘第二小学校区では減少傾向にあります。

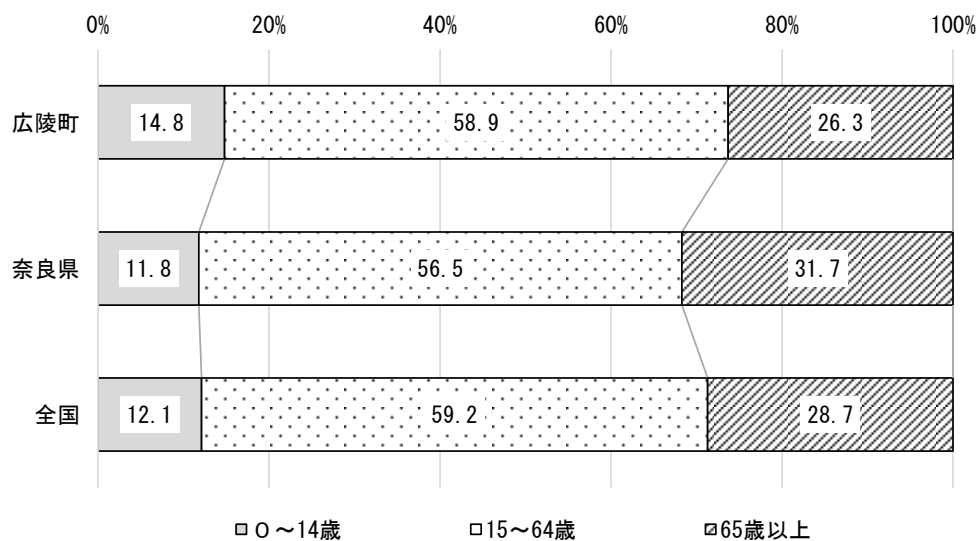
《小学校区別の人口の推移》



資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

年齢3区分別人口割合（令和2年国勢調査）をみると、年少人口（0～14歳）割合は国や県を上回り、高齢者人口（65歳以上）割合は国や県を下回っているため、本町は比較的「若い町」といえます。

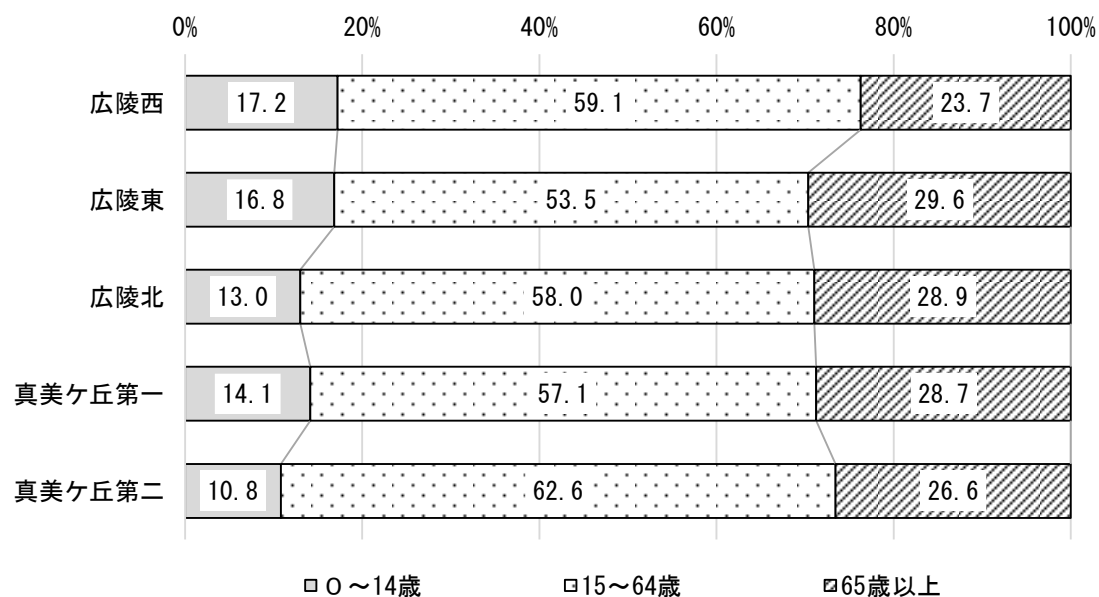
《人口割合の比較》



資料：令和2年国勢調査

小学校区別の年齢3区分別人口割合（住民基本台帳）で見ると、広陵東小学校区で高齢者人口割合が最も多く、ミニ開発で若い世帯の転入により人口増加が著しい広陵西小学校区で年少人口割合が最も多くなっています。

《小学校区別の人口割合の比較》



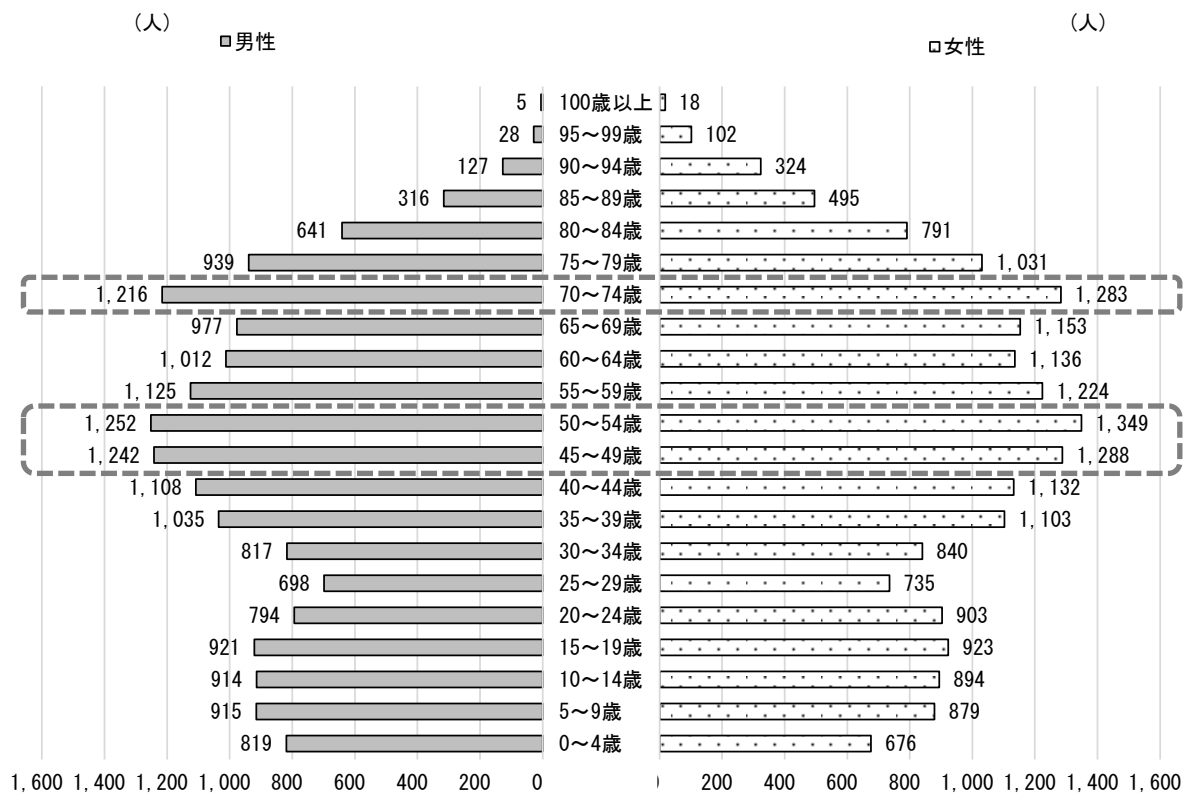
※四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある

資料：住民基本台帳（令和5年7月末現在）

(2) 人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、男女ともに45～54歳、70～74歳の人口が多くなっています。

《人口構造の状況》

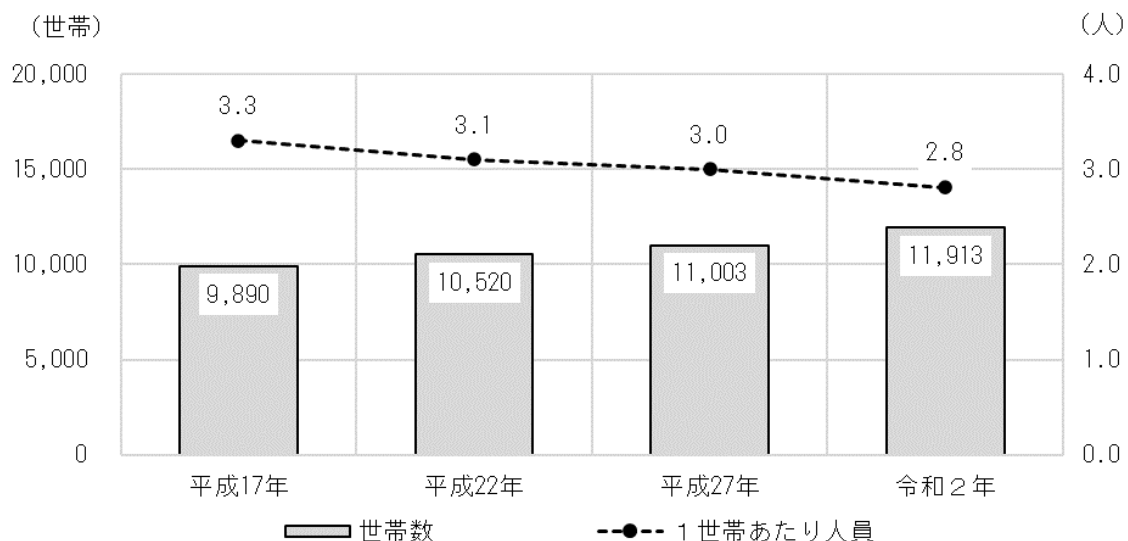


資料：住民基本台帳（令和5年7月末現在）

(3) 世帯の状況

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）は、平成17年の9,890世帯から令和2年の11,913世帯へと、人口増加に伴い増加しています。一方で、1世帯あたりの人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

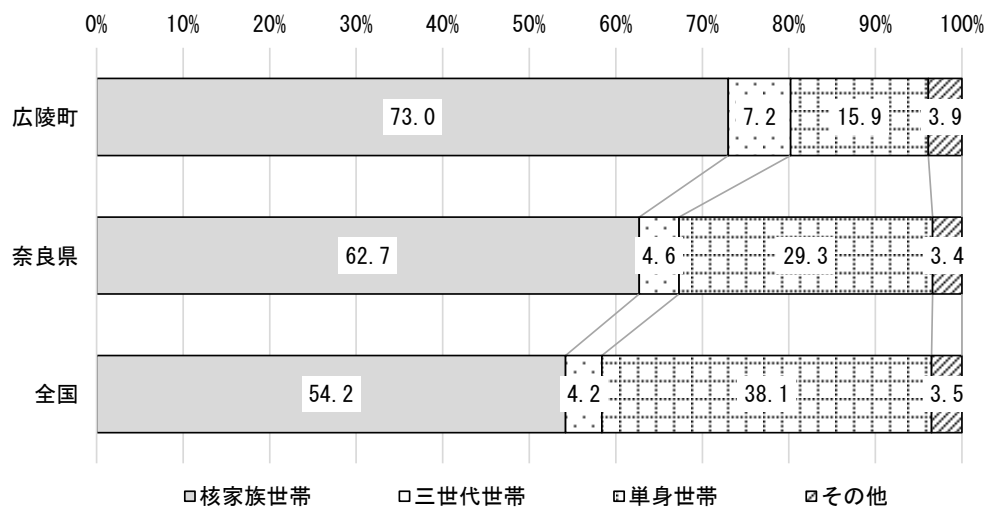
《世帯数の推移》



資料：国勢調査

本町の世帯構成割合をみると、国や県に比べて、単身世帯の割合が少なく、核家族世帯と三世帯世帯の割合が多い傾向がみられます。

《世帯構成割合の比較》



資料：令和2年国勢調査

2. 高齢者の状況

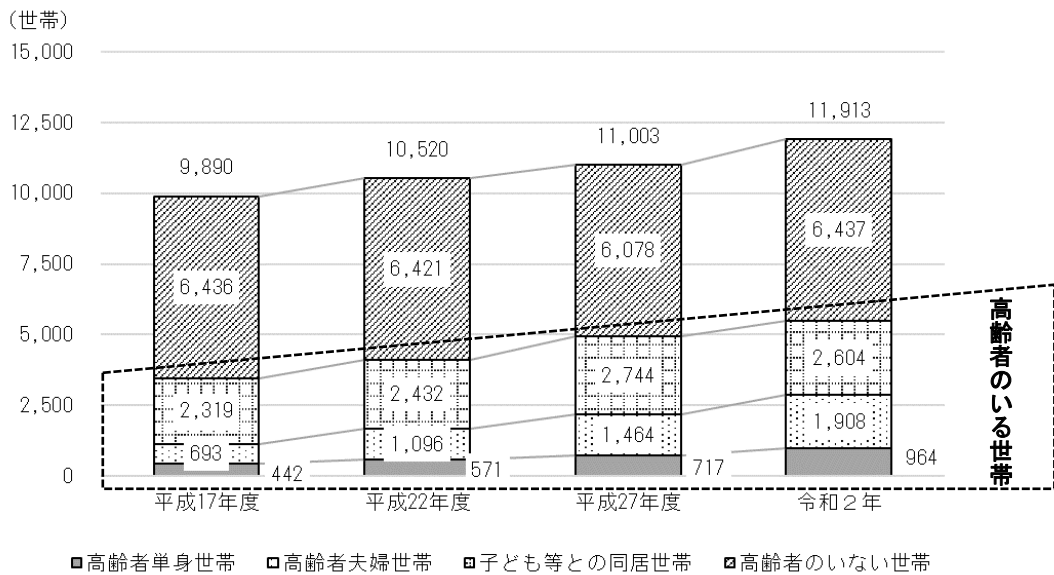
(1) 高齢者世帯の状況

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の中で、高齢者のいる世帯をみると平成17年の3,454世帯から令和2年の5,476世帯へと増加し、高齢者のいる世帯の割合は平成17年の34.9%から令和2年の46.0%へと増加しています。

また、平成17年から令和2年までの15年間で高齢者夫婦世帯は2.8倍、高齢者単身世帯は2.2倍に増加しています。

令和2年には、この2つをあわせると一般世帯の24.1%を占めており、およそ4世帯に1世帯が高齢者だけの世帯となっています。

《高齢者世帯数の推移》



項目		平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年
高齢者のいる世帯	世帯数 (世帯)	3,454	4,099	4,925	5,476
	※1 割合 (%)	34.9	39.0	44.8	46.0
高齢者だけの世帯	世帯数 (世帯)	1,135	1,667	2,181	2,872
	※2 割合 (%)	11.5	15.8	19.8	24.1

※1 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、子ども等との同居世帯の合計

※2 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の合計

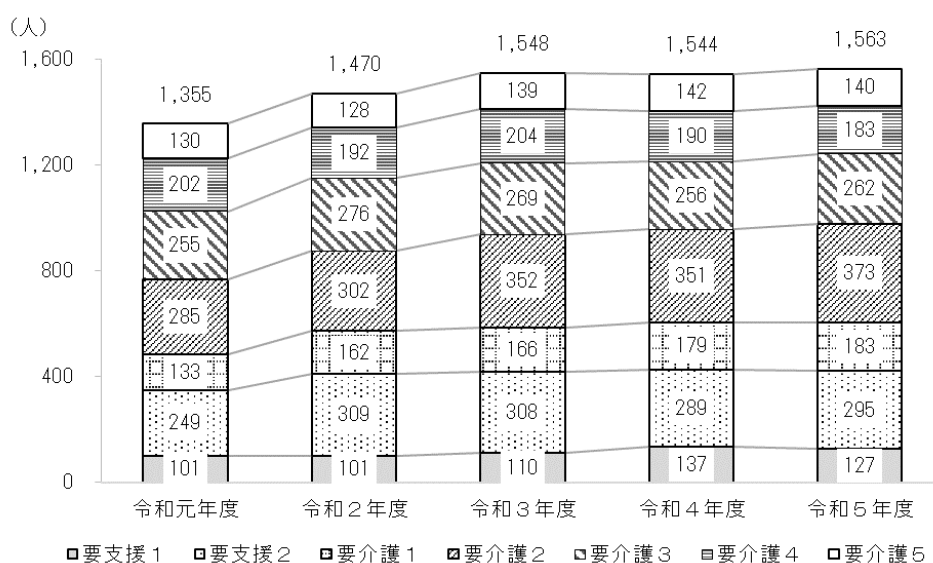
資料：国勢調査

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は令和3年度まで増加傾向で推移し、その後は1,550人程度で推移しています。今後、75歳以上の後期高齢者が増加する見通しであり、要支援・要介護認定者数も増加傾向になると見込んでいます。

要支援・要介護度の内訳を令和元年度と令和5年度で比べると、要介護4は減少し、その他の要支援・要介護度は増加しています。

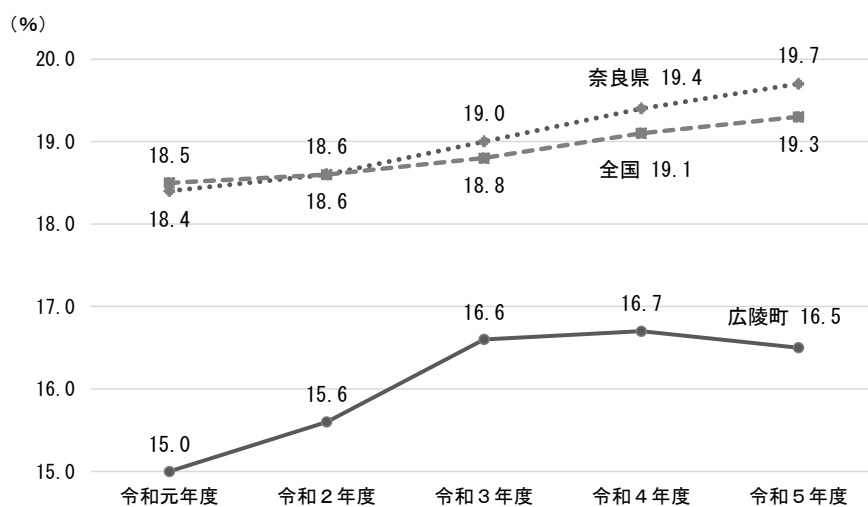
《要支援・要介護認定者数の推移》



資料：介護保険事業状況報告（令和4年度まで年報、令和5年度は7月月報）

本町の要支援・要介護認定率（第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は上昇傾向にあるものの、国や県に比べて低い水準で推移しています。

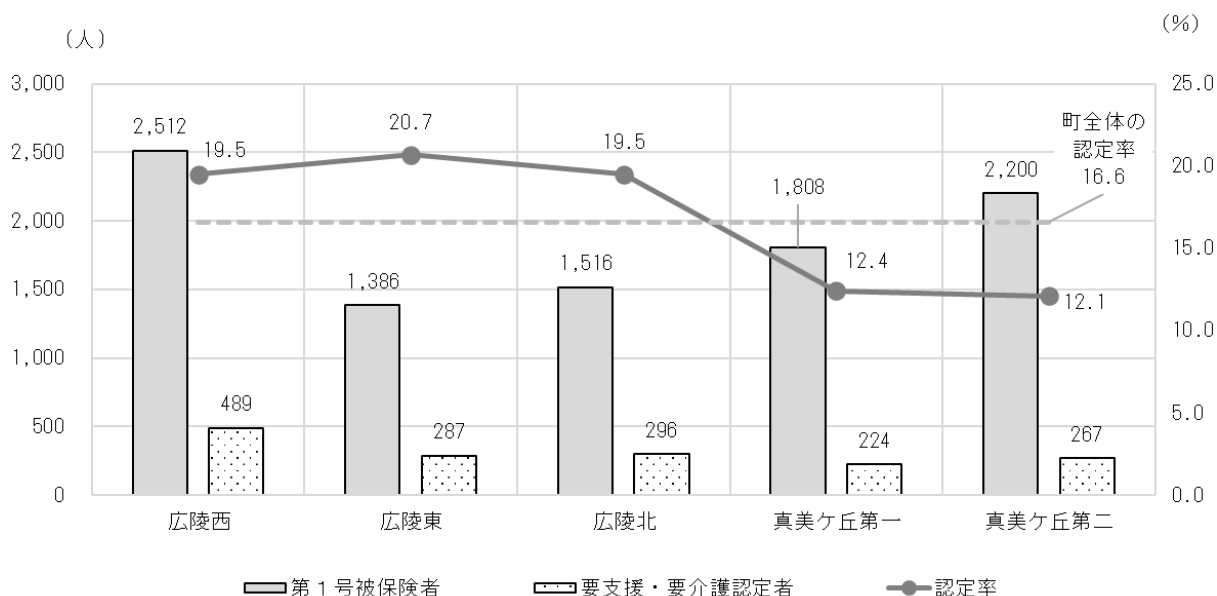
《認定率の推移》



資料：介護保険事業状況報告（令和4年度まで年報、令和5年度は8月月報）

小学校区別の要支援・要介護認定者・認定率をみると、認定率は広陵東小学校区で最も高く、真美ヶ丘第二小学校区で最も低くなっています。認定率は、在来地域で町全体の認定率16.6%を上回り、真美ヶ丘地域では下回るという地域性がみられます。

《小学校区別の認定者等・認定率の比較》



資料：介護福祉課（令和5年7月末）

（3）認知症対策の状況

国では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を平成27年に策定しました。

令和4年12月には認知症施策推進大綱の中間評価が行われ、認知症サポーターの育成や認知症カフェの普及、認知症初期集中支援チームの設置などの成果が報告されました。

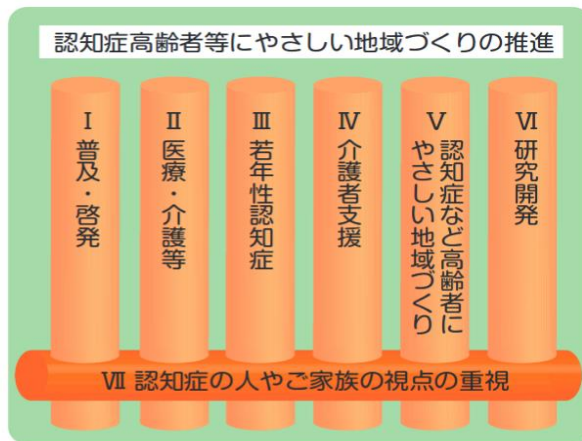
また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症施策の総合的な推進に関する基本的な事項や国や地方公共団体の責務などが定められました。

本町においても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、専門職が認知症の人及びその家族の自宅を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援など初期に関わり、早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

また、認知症について気軽に相談できる場所の一つとして、図書館に相談窓口を開設しています。

そして、今後、認知症の人が生き生きと活動でき、認知症になっても希望をもって暮らしていけることを発信できる場所として、認知症カフェを開催しています。

《新オレンジプランの7つの柱》



「Ⅶ認知症の人やご家族の視点の重視」は、他の6つの柱に共通するプラン全体の理念でもあります。



《認知症対策の状況》

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	
認知症サポーター養成講座、キッズサポーター養成講座	
認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	
認知症相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館で設置 ・個別のケース相談〈認知症初期集中支援チーム〉
認知症初期集中支援チームの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースの相談、訪問、受診、入院 〈ハートランドしぎさん（専門医・専門職）・地域包括支援センター・行政〉
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	
認知症カフェの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・エリシオン真美ヶ丘 ・おきなのだ ・大和園 ・オレンジカフェ こすもす ・信和会
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	
徘徊SOSネットワーク事業	
認知症の人やその家族の視点重視	
認知症カフェにおける役割・生きがいづくり	

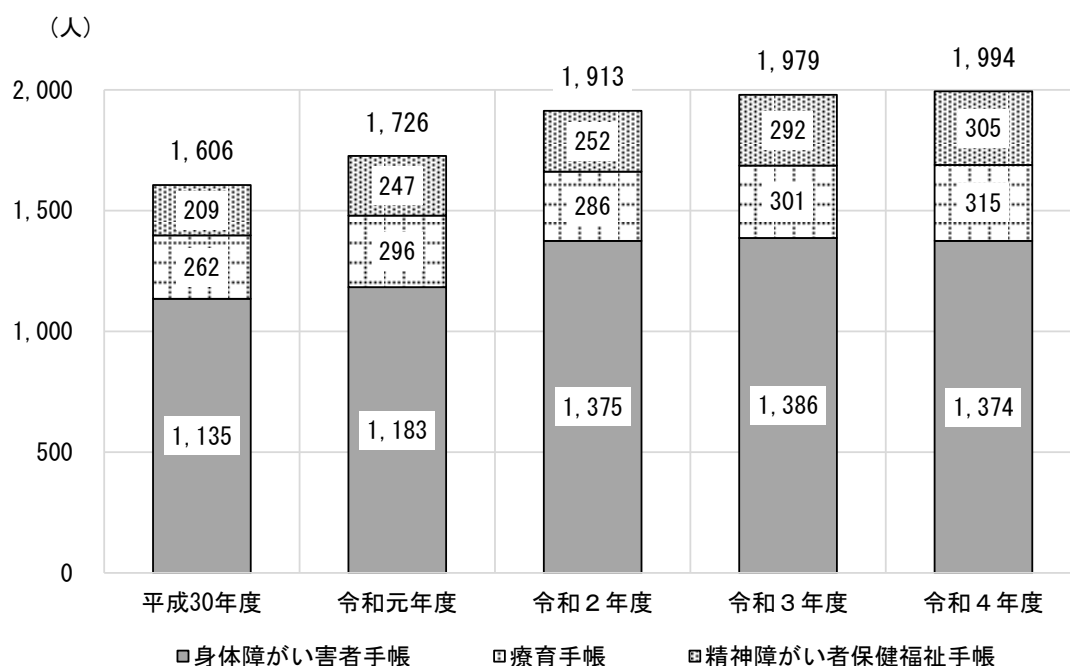
3. 障がい者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

すべての障がいにおいて手帳所持者数は平成30年度から増加しています。

ここ5年間で、身体障がい者手帳所持者は239人、療育手帳所持者は53人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は96人増加しており、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者の増加が顕著となっています。

《手帳所持者数の推移》



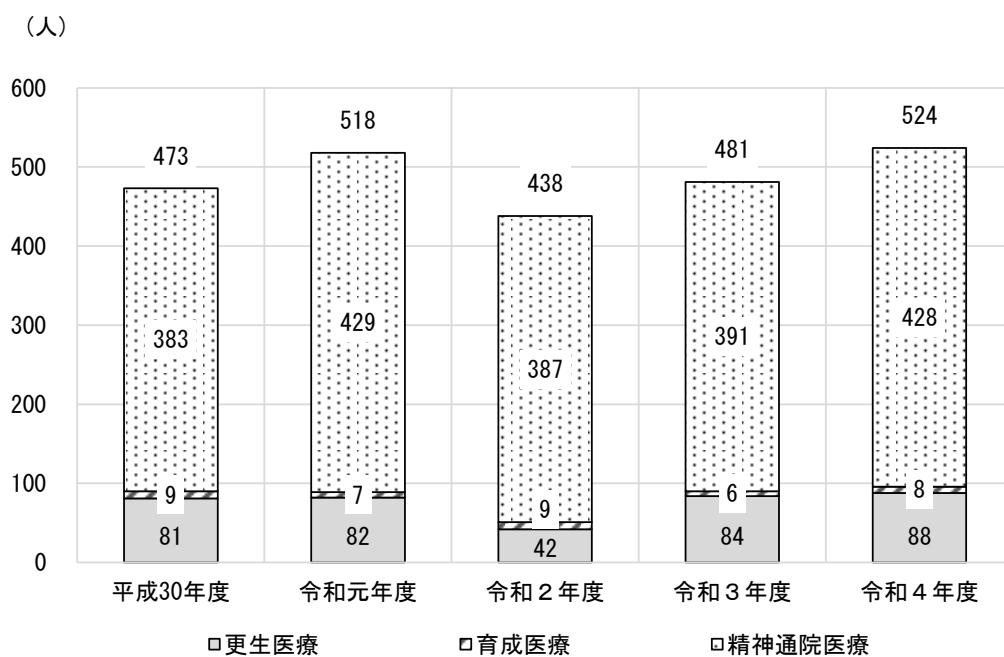
資料：社会福祉課（各年度3月末）

(2) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

受給者数は全体で500人前後で推移しており、そのうち、精神通院医療受給者が80%以上を占めています。

《自立支援医療受給者数の推移》



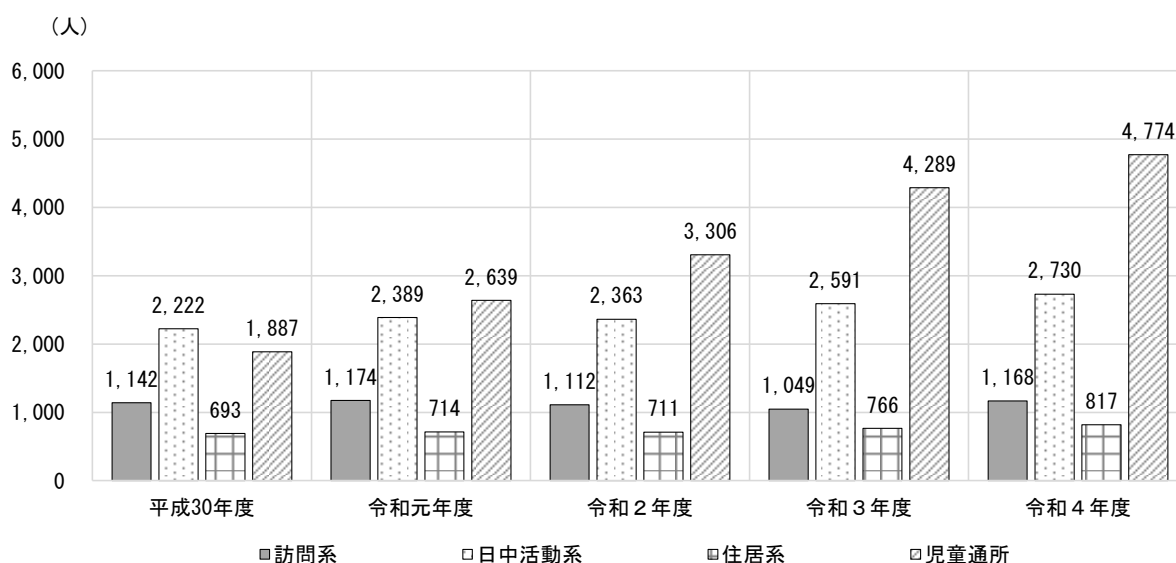
資料：社会福祉課（各年度3月末）

(3) 障がい福祉サービスの利用件数の推移

障がい者・障がい児の福祉サービスの利用件数は、児童通所（障がい児の通所サービス）が年々増加する傾向にあります。

障がい者が利用するサービスでは、生活介護や就労支援など日中活動系のサービス利用が多く、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で令和2年と令和3年は横ばいで推移したものの、令和4年度に再び増加しています。

《障がい福祉サービスの利用状況》



資料：社会福祉課（各年度3月末）

(4) 障がい者福祉の状況

本町では、障がいのある人もない人も、すべての人がふれあい、支え合いながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる社会の実現を目指して取り組んでいます。

障がい者の日常生活を支えるための福祉サービスの提供をはじめ、身体・療育・精神の障がいごとの相談支援体制に加え、平成30年度からは児童に関する相談にも対応できるよう、体制を整えました。

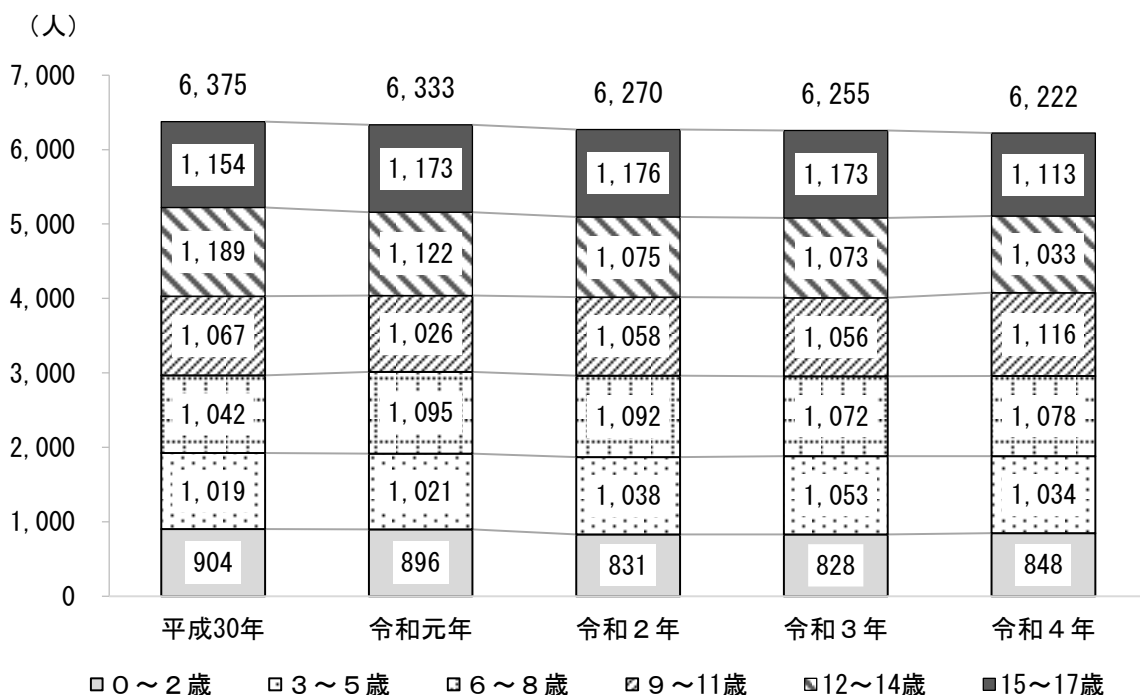
また、障がい者に対する理解啓発を進めるという観点から、町内の障がい福祉サービス事業所と連携し、各事業所で作られた授産品をさわやかホールで販売したり、スーパー等購買店に商品を陳列したりするなど、障がい者の自立を支援する取り組みを進めています。

4. 子ども・子育て支援の状況

(1) 児童人口の推移

本町の児童人口（0～17歳）は平成30年の6,375人から、年々、少しずつ減少傾向にあります。0～11歳については微増している傾向も見られます。

《児童人口の推移》

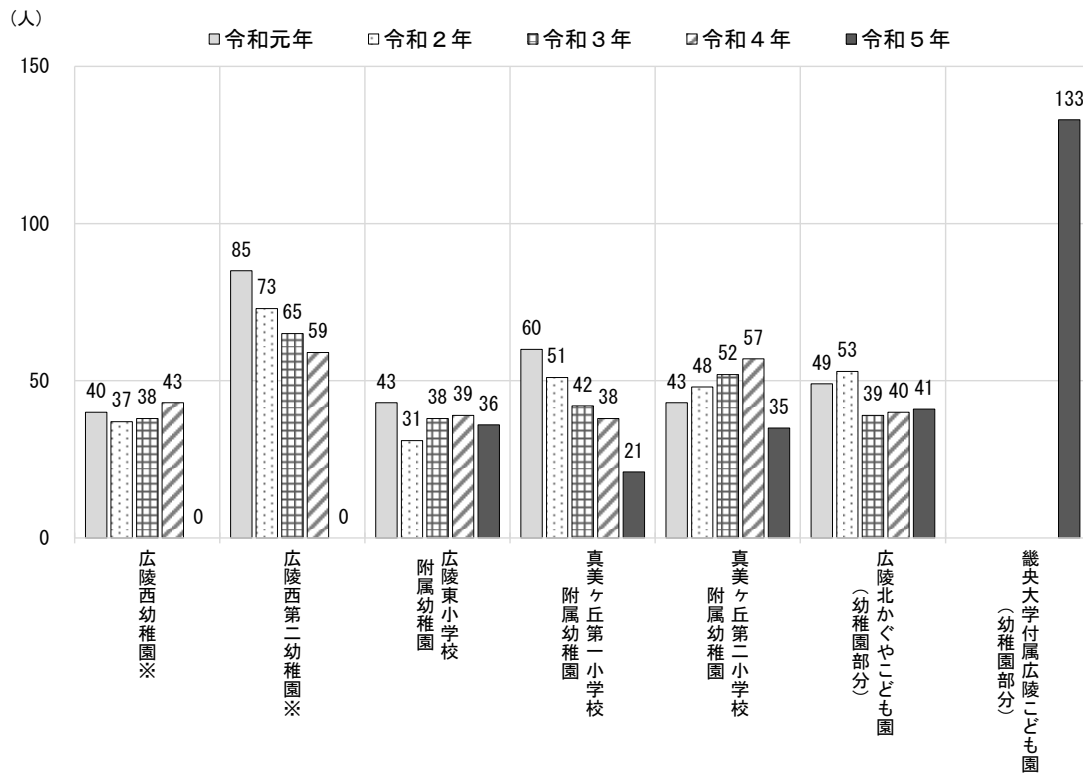


資料：住民基本台帳（各年9月末）

教育・保育施設に在園する児童の推移について、種別・園別ごとにみると、幼稚園・こども園（幼稚園部分）では、令和5年4月に新規開園した畿央大学附属広陵こども園（幼稚園部分）が133人で最も多くなっています。

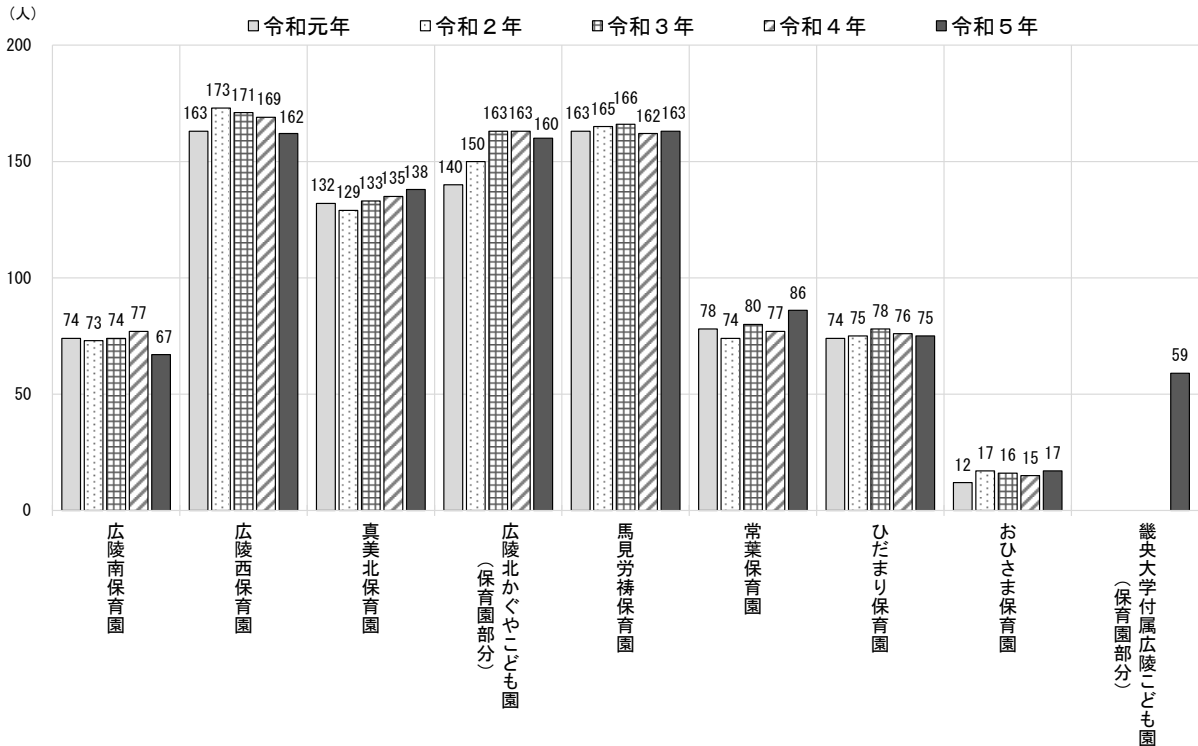
保育園・こども園（保育園部分）では、令和5年現在、馬見労務保育園、広陵西保育園、広陵北かぐやこども園（保育園部分）の3園が160人台と多い状況です。

《幼稚園・こども園（幼稚園部分）の園児数の推移》



資料：こども課調べ（各年4月1日現在）

《保育園・こども園（保育園部分）の園児数の推移》

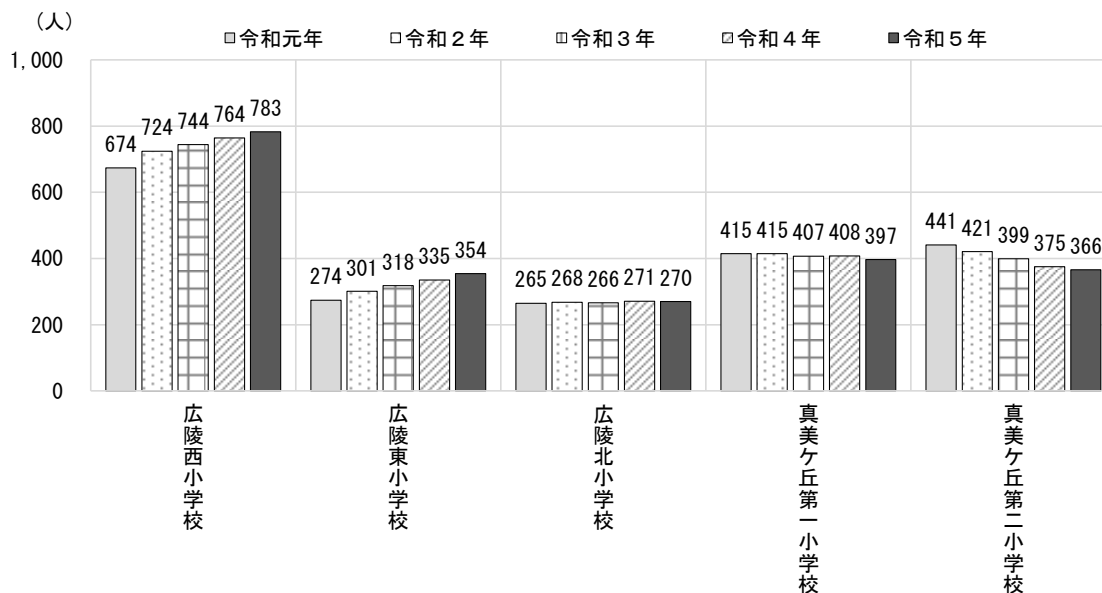


資料：こども課調べ（各年4月1日現在）

校区別にみると、人口が増えている広陵西小学校区と広陵東小学校区では児童数も増加しています。

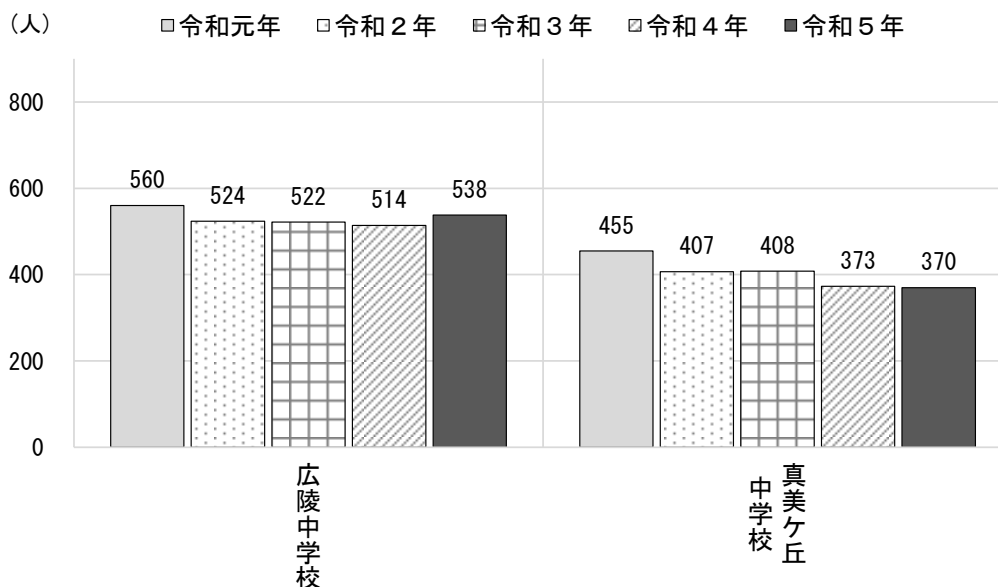
中学校では、この2つの小学校区がある広陵中学校は令和4年まで減少していましたが、令和5年から増加しています。

《小学校児童数の推移》



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

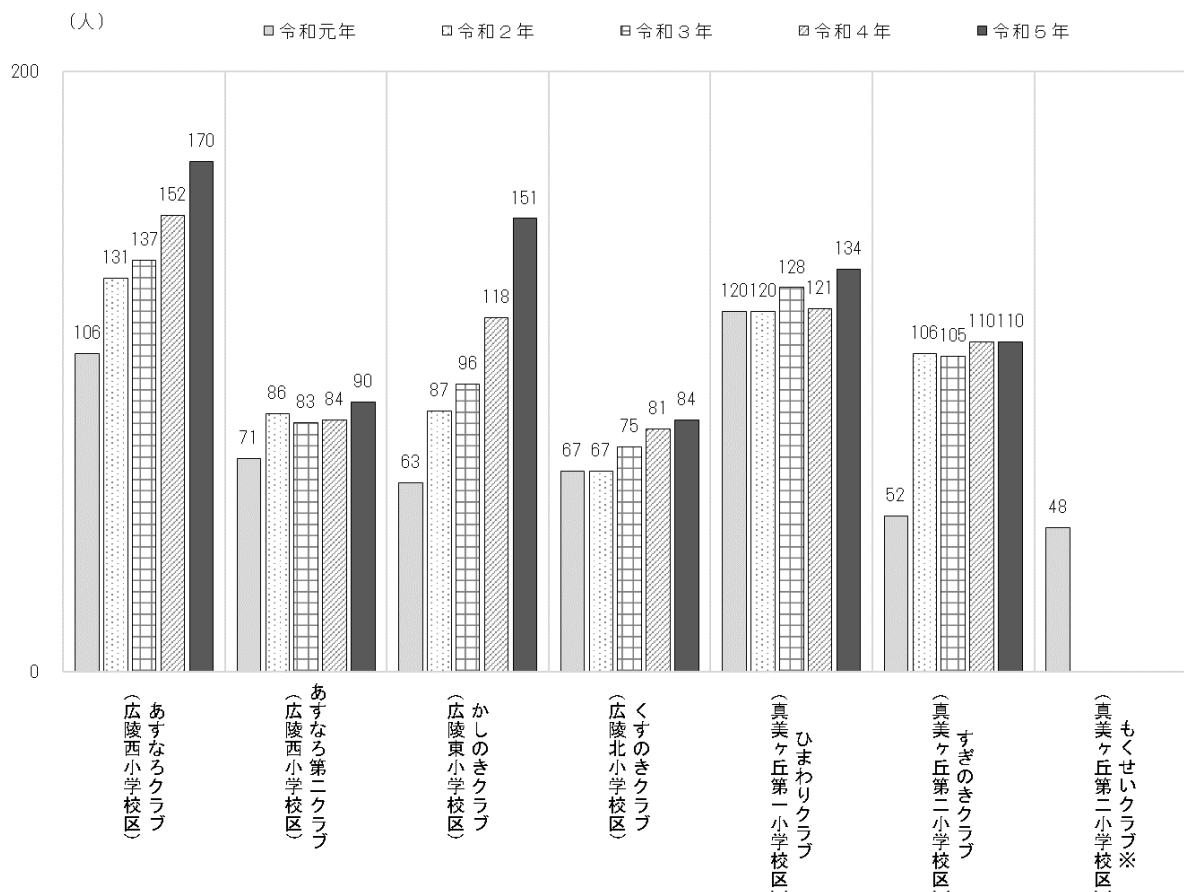
《中学校生徒数の推移》



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

放課後子ども育成教室（放課後児童クラブ）の利用人数は、全てのクラブで増加する傾向となっています。

《放課後子ども育成教室（放課後児童クラブ）の利用状況》

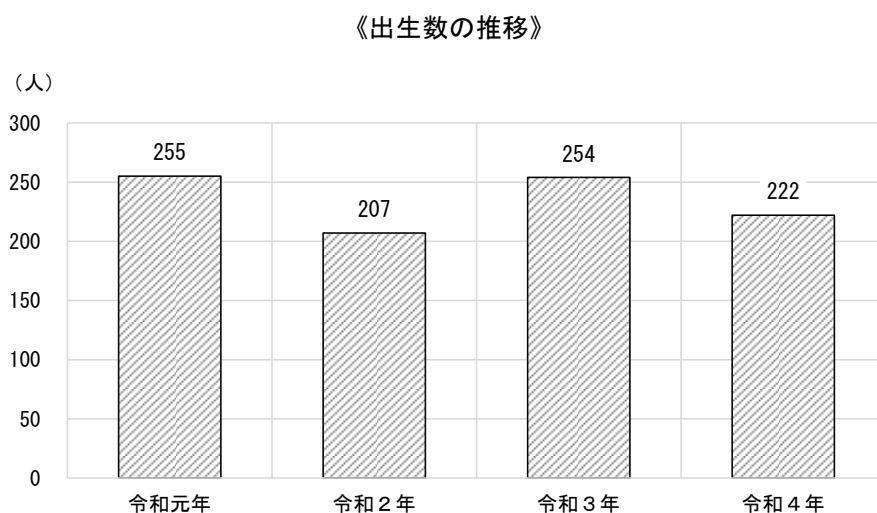


※もくせいクラブは令和2年度から、すぎのきクラブに統合

資料：こども課調べ（各年4月登録者数）

(2) 出生数の推移

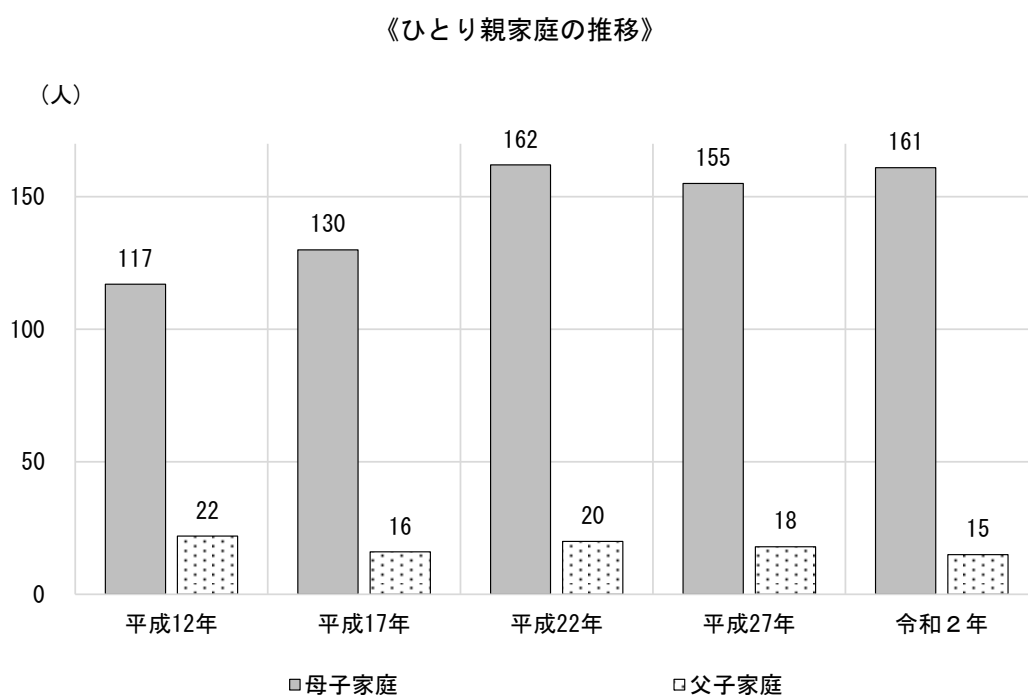
本町の出生数の推移をみると、年によって増減していますが、年間 200 人から 250 人程度で推移しています。



資料：住民基本台帳

(3) ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成 22 年から 160 世帯前後、父子家庭は平成 12 年から 20 世帯前後であり、近年は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

(4) 子育て支援サービスの状況

町内には保育所が6か所、認定こども園が2か所、小規模保育所が1か所あり、そのすべてで生後6か月からの0歳児保育を実施しています。また、その内の4か所で一時保育を、1か所で病後児保育を実施しています。

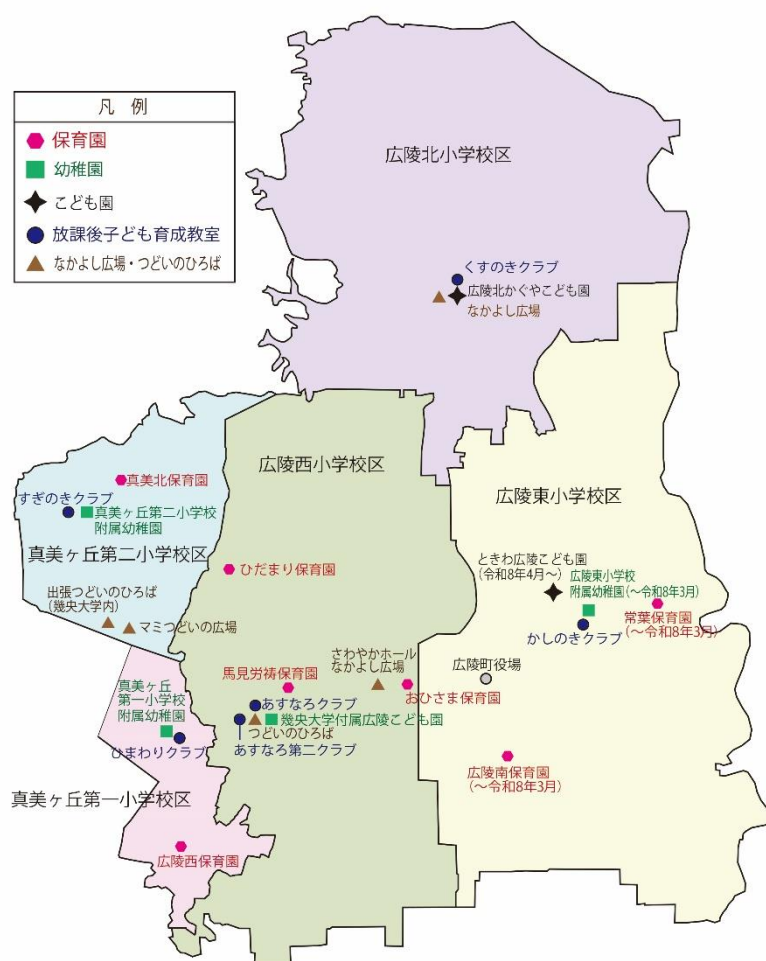
また、幼稚園は町内に3か所あります。

広陵東小学校区では令和8年4月に、保育所2か所と幼稚園1か所を統合し、認定こども園「ときわ広陵こども園」が開園する予定です。

地域子育て支援拠点事業としては、広陵町で「なかよし広場」「畿央大学付属広陵こども園 つどいのひろば」を開催するほか、香芝市と連携して「マミつどいの広場」を開催しています。

小学生に対しては、すべての小学校区で合計6クラブの放課後子ども育成教室を実施しています。

《子育て関連施設等の状況》



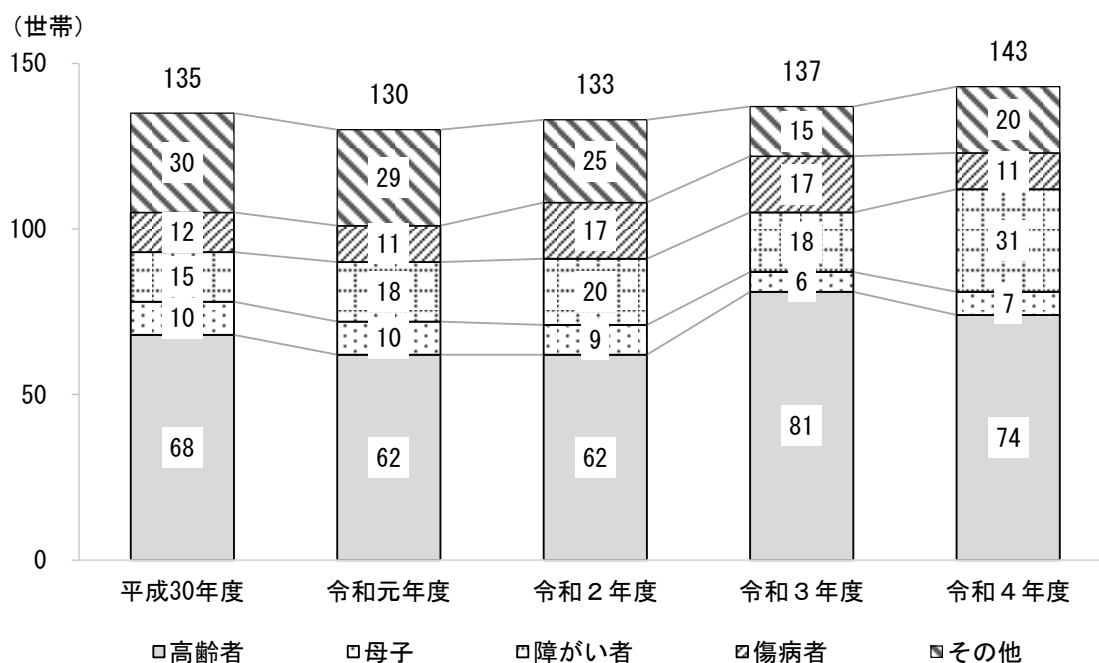
5. 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は、平成30年度から140世帯前後であり、ほぼ横ばいで推移しています。

受給世帯の構成では高齢者世帯が多く、次いで障がい者世帯が多くなっています。

《生活保護受給世帯数の推移》



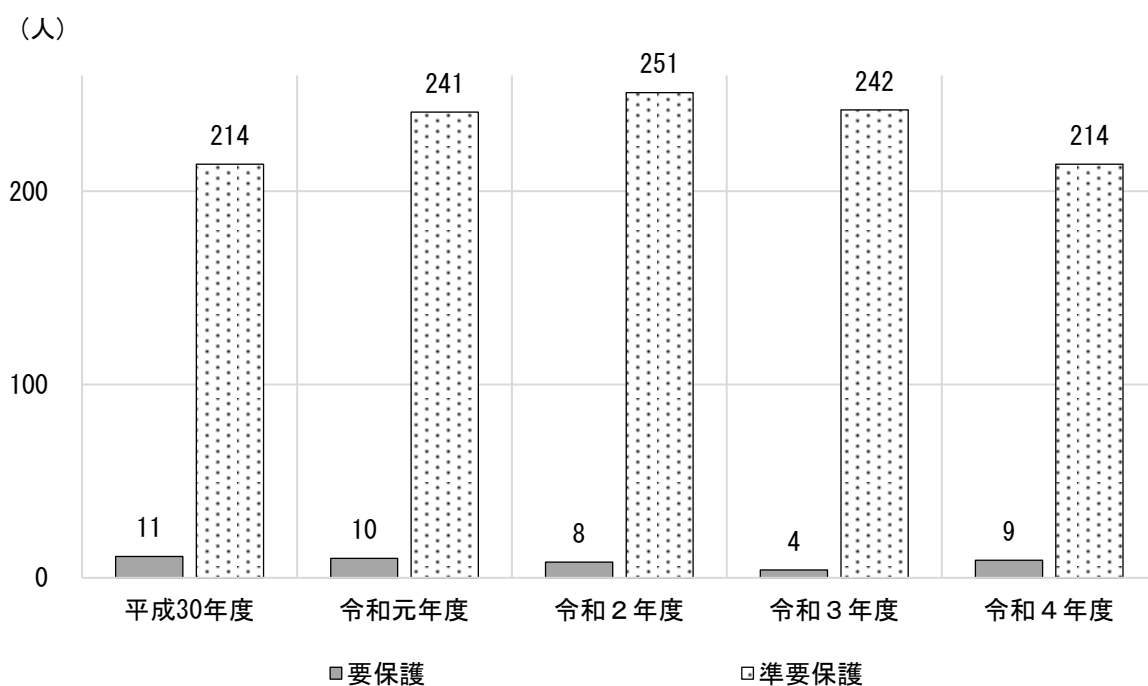
資料：人口動態統計特殊報告

(2) 要保護・準要保護児童・生徒数の推移

要保護とは経済的に困窮し保護が必要な世帯を、準要保護とは要保護に準ずる程度に困窮し、就学が困難な状況の世帯をいいます。

要保護の児童・生徒数は、令和2年度まで増加していましたが、令和3年度から減少しています。

《要保護・準要保護児童数の推移》



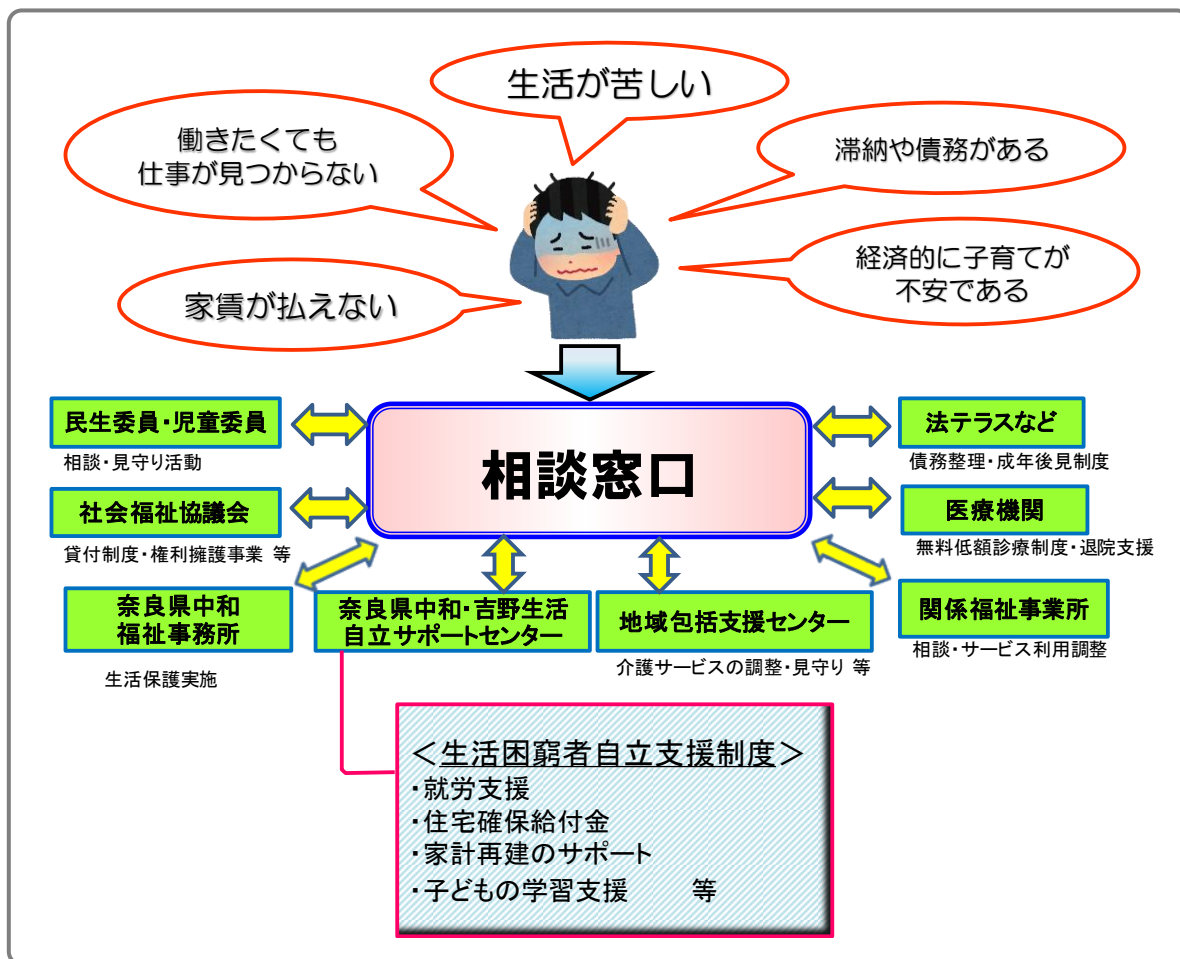
資料：学校支援課（各年度3月末）

(3) 生活困窮者支援の状況

町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。生活保護受給者には単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員に日々の見守りなどの協力を求めています。

また、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至らないまでも、働きたくても働けない、債務があるなどの理由で困窮している方からの相談に対しては、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターをはじめ、就労支援機関や法律相談窓口、医療機関など、必要な機関と連携し、情報提供及び包括的な助言、相談支援を行うなど、相談者に寄り添った支援に繋がっています。

《生活困窮者自立相談支援のイメージ》



6. その他 地域活動に関する状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。令和5年4月現在、各地域を担当する55人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は3人で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や虐待に対する地域での見守り、児童健全育成活動に取り組んでいます。

(2) 地域福祉委員

地域福祉委員は、広陵町社会福祉協議会会長から委嘱され、区や自治会内での福祉の問題（困りごと）への見守りや声かけ、相談対応をしながら早期発見する「地域のアンテナ」役です。

支援を必要とする方に対して近所の良き相談相手になるとともに、地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携しながら、近隣住民に働きかけ、発見した困りごとの解決に向けて共に取り組み、「福祉のまちづくり」を進めていく地域福祉の推進役を果たしています。

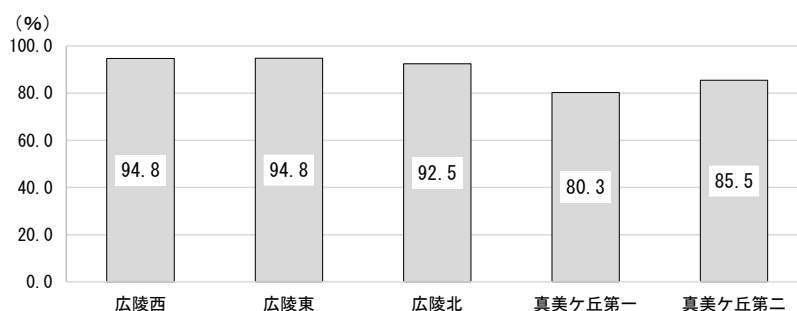
令和5年4月現在、21人の地域福祉委員が各地区で活動しています。

(3) 区・自治会

区・自治会は生活に最も身近な住民組織です。広陵町には 41 の区及び自治会があり、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図るために組織しています。

近年は核家族化や価値観の多様化による自治会未加入世帯の増加や、役員の高齢化やなり手不足など、課題がある地域もみられますが、多くの区及び自治会では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

《小学校区別の自治会加入世帯割合》



資料：区長・自治会長アンケート調査（令和4年10月）

(4) まちづくり協議会

まちづくり協議会とは、広陵町自治基本条例に基づくおおむね小学校区域の区・自治会や関係団体等が集まり、地域課題を広域で解決する組織体です。

令和5年4月現在、1団体（真美一まちづくり協議会）が組織され、地域福祉についても地域内でニーズを調査し、課題解決に向けた取り組みを進められています。

(5) 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行うとともに、地域の諸団体と協働し、「地域を豊かにする社会活動」にも取り組んでいます。

令和5年4月現在、区・自治会ごとに組織された41の単位老人クラブで、2,056人の方が活動しています。

(6) 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談や人権の考えを広める活動をしています。

広陵町では、令和5年4月現在、7人の人権擁護委員が活動しています。

(7) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇し、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。

広陵町では、令和5年4月現在、11人の保護司が活動しています。

(8) 防災関係団体

①消防団

広陵町の消防団は、令和5年4月現在で5分団、団員数107人で構成され、常備消防である奈良県広域消防組合と連携し、消火活動や防災・防火活動を行っています。

また、広報指導分団も組織されており、防災・防火に関する啓発活動や消防署と連携し、AEDの使用方法などの救命に関する啓発も行っています。

②自主防災組織

自主防災組織は、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚と連帯感に基づき、区・自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。

広陵町では、令和5年4月現在、42団体の自主防災組織が結成され、身近な地域の防災活動に取り組んでいます。

(9) その他の団体

他にも、PTAや青少年健全育成協議会、NPO法人やボランティア団体など、地域のために活動している団体がたくさんあります。

7. 取り組みの現状とこれからの課題

(1) 近年の主な取り組み

本町の地域福祉に関連する主な取り組みや出来事をまとめると、次のとおりです。

年度	主な取り組み・出来事
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1期地域福祉計画スタート ● 社協に「福祉なんでも相談」窓口設置
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナウイルス感染拡大対策 緊急事態宣言を受け、会議・研修・イベントなど縮小
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年度に引き続きコロナウイルス感染症対応 会議・研修・イベントなど縮小 ● 三密対策の実施
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度当初からウイズコロナに移行 ● 感染予防対策をしながら、休止していた事業（老人福祉センターの利用、ミニ介護予防教室など）を再開 ● 民生委員・児童委員改選（55人定員を確保） ● 重層的支援体制整備事業の検討開始
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス2類→5類へ移行に伴い、公共施設の利用やイベントなどを、行動制限を解除して再開 ● 第2期地域福祉計画を策定

(2) 地域福祉の主要課題

課題1 相談体制の強化

■取り組みの現状

本町の相談体制に関する主な取り組みは次のとおりです。

- 令和元年度に、社会福祉協議会に「福祉なんでも相談窓口」が設置された。
- 令和4年度に、子育て総合支援課内に子育て家庭総合相談センターを開設し、保育コンシェルジュ、保健師、助産師による相談体制の強化を図った。
- 個別のニーズに対応した相談（訪問・電話・メール等）を実施した。
- 毎年度、町職員向けコンプライアンス研修や新規採用職員への接遇研修を実施した。
- 小・中学校に教育相談員とスクールカウンセラーを配置、スクールソーシャルワーカー等の巡回相談を実施し、小学校・中学校を窓口とする相談体制を整備した。
- 様々な機会を活用して民生委員・児童委員の周知を図った。
- 要保護児童対策地域協議会、まちづくり連絡協議会を定期的に開催し、庁内関係部署や関係機関と事業やケース支援を通じて連携を図った。

■これからの課題

本町は、優良な住宅供給や大阪方面へのアクセス性の高さもあり、転入超過が続いています。人口増加に加えて、高齢者や障がい者の増加などにより、支援を必要とするケースの増加も予想されるため、支援につながっていない人や世帯を早期に発見し、支援につなげる相談体制の一層の強化が重要となります。

住民アンケート調査の相談体制に関する結果（次頁参照）は次のとおりです。

-
- 地域福祉で重要な取り組み（問43）は、「身近な相談窓口の充実」が最も多い。
 - 困ったときの相談相手（問26）に「役場などの相談窓口（地域包括支援センターを含む）」と答えた方は、若い年齢層で前回から増加した。
 - 希望する窓口（問28）に、「1か所で何でもできる」と「必要な情報や手続きがすぐわかる」機能を求める割合が多い。
-

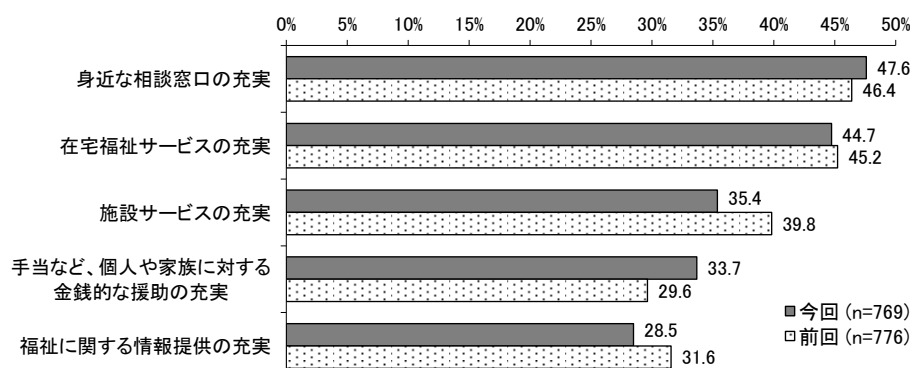
本町ではこれまで、住民が困ったときに気軽に相談しやすい環境を整え、個々のケースに応じて地域活動や関係機関等との連携を図り、支援につなげる取り組みを進めてきました。

今後は、本町の地域特性や相談体制に関する住民ニーズを踏まえ、困った時に気軽に相談しやすく、かつ、専門性のある相談を初めから終わりまでつなぐ資格所有相談員の部門設置が必要です。

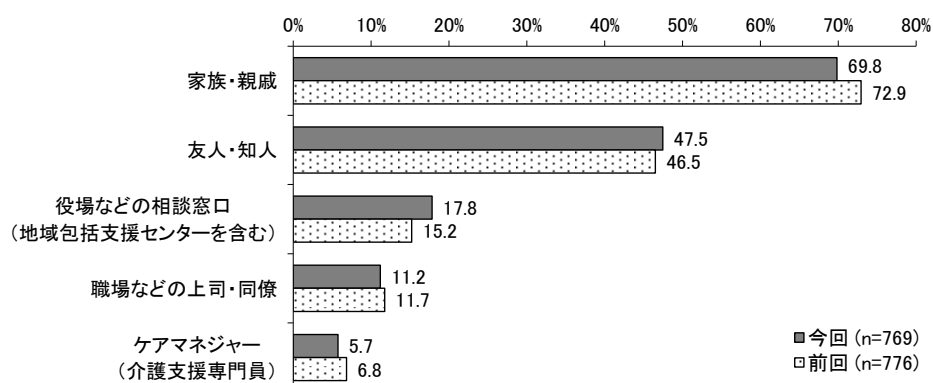
また、重要地域に積極的に出向く活動（アウトリーチ）の体制強化、自治会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、子育て家庭総合相談センター、小・中学校などの情報から支援につなげる体制の強化も必要となります。

■住民アンケート調査の結果

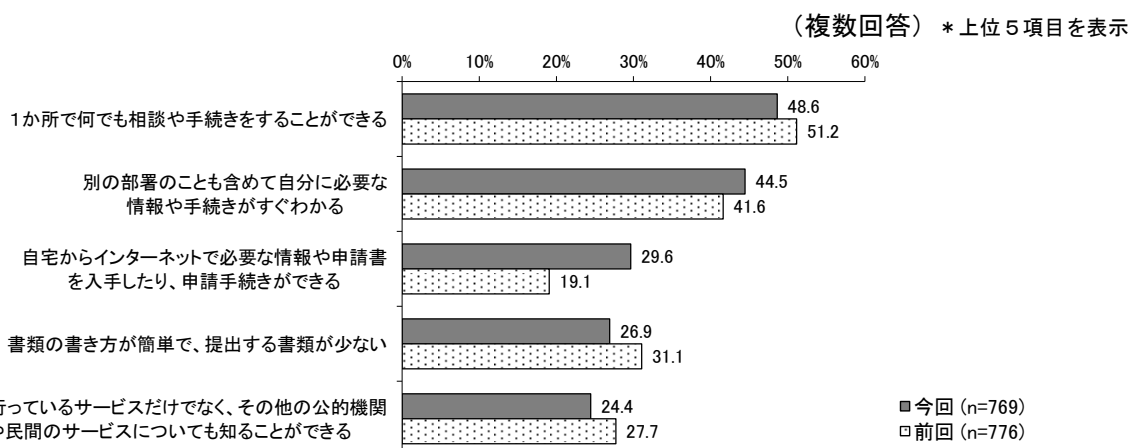
問 43 誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためには、どのような「福祉」の取り組みが大切だと思いますか。（複数回答） * 上位 5 項目を表示



問 26 あなたは暮らしの問題で困ったときに、誰によく相談しますか。（複数回答） * 上位 5 項目を表示



問 28 あなたは、町の各窓口で相談や手続きを行う場合、どのような窓口を希望しますか。



※アンケート調査結果の留意点

- ・ 端数処理のため%の合計が 100%を前後する場合があります。
- ・ 複数回答の設問は 1 人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は 100%を超える場合があります。
- ・ 文中、グラフ中の選択肢の文言は一部簡略化しています。
- ・ 平成 30 年の住民アンケート調査（以下「前回」という）と同じ設問は比較結果を記載しています。

課題2 地域のつながりづくりと重層的な支援体制の整備

■取り組みの現状

本町の地域のつながりと支援体制に関する主な取り組みは次のとおりです。

- 令和元年度以降 18 のサロンが開設され、そのうちの2つは、はしお元気村で地区・大字を越えて参加できるサロンである。令和5年 11 月末現在、29 のサロン活動が展開されている。令和5年度にサロン交流会を開催し、サロン同士のつながりを図った。
- サロンや協議体等に通いの場の新規登録を促した。通いの場の数は令和元年度から 30 か所に増加した。
- 認知症カフェは、認知症の正しい知識を地域社会に普及啓発するとともに、本人とその家族同士の交流の場となっており、令和5年度に1か所増えて、5か所での開催を予定している。また、図書館において月1回の認知症相談窓口を開設している。
- 生活困窮のケースは、生活福祉資金の貸付や就労支援など、随時社会福祉協議会と連携し、相談者の実態に合わせた支援につなげた。中和福祉事務所やサポートセンター等、関係部署と情報共有と協働を行った。
- 子どもの貧困について、関係機関や関係部署と相談ごとに連携し、情報を共有しながら支援を行った。

■これからの課題

地域のつながりに関する住民アンケート調査の結果（次頁参照）は次のとおりです。

- ご近所との関係（問 11）は、「近所づきあいがあまりない」（「ほとんど近所づきあいはなし」と「会えばあいさつをする程度の人がいる」を合わせた割合）と答えた方が 39.4%（前回：30.4%）と増加。
- 今後の近所づきあいの意向（問 12）は、「近所づきあいを深めたい」と答えた方が 16.6%（前回：21.6%）に減少。
- 福祉ボランティア普及に必要なこと（問 19）は、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ仕組みをつくる」が 37.8%と最も多く、「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深める」が 31.3%と続く。
- ふれあい・いきいきサロンへの参加状況（問 23）は、「参加したことがある」と答えた方は 4.7%（前回：5.5%）。
- 孤立死について（問 32）は、「うわさを耳にしたことがある」（34.6%）、「近所でそのような方がいたのを知っている」（8.7%）となっています。前回と比べて、「近所でそのような方がいたのを知っている」の割合（今回：8.7%、前回：5.2%）がやや増加。
- 子どもや高齢者、障がい者に対する虐待について（問 36）は、「うわさを耳にしたことがある」（23.4%）、「近所でそのような方がいたのを知っている」（2.9%）。
- ご近所に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいるか（問 14 付問）については、「いる（いるような気がする）」と答えた方の割合は 4.0%。

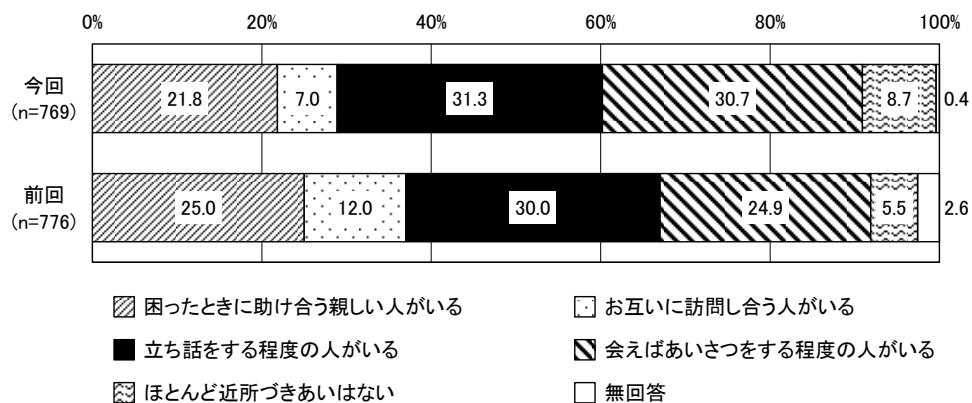
本町では、地域住民や福祉サービス事業所などが中心となり、多くの人がつながる交流の場が増えてきました。公的制度の狭間となっているケースについては、関係機関や関係部署と連携しながら支援を行ってきました。しかしながら、調査結果をみると、ここ5年間で、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響も含め、以前から課題であった、人と人とのつながりがさらに希薄化している状況がうかがえます。

住民同士がつながる地域づくりは本町の地域福祉の大きなテーマです。そのため、住民同士の交流の場や、世代を越えて誰もが気軽に利用できる地域の居場所づくりを、より一層、進める必要があります。また、住民主体の地域づくり活動を後押ししたり、地域資源を掘り起こしたりする役割を担うコーディネーターの確保や、民生委員・児童委員、地域福祉委員、社会福祉協議会と地域づくり活動との連携も課題となります。

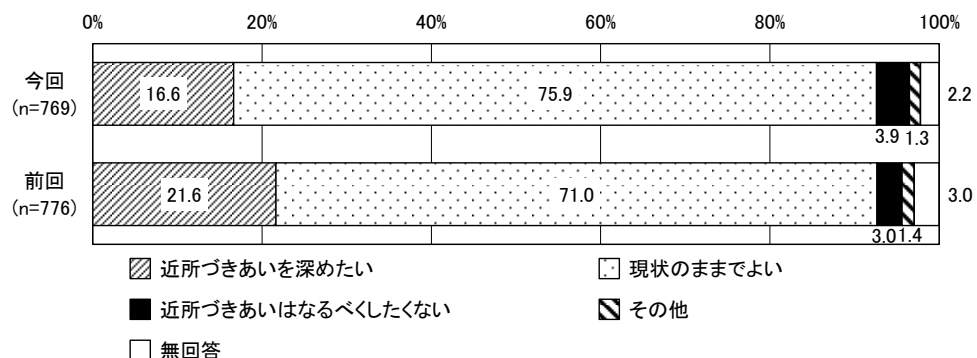
地域福祉のもうひとつのテーマが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響もあり、顕在化してきた社会的孤立、ひきこもり、生活困窮者、ヤングケアラー、不登校、虐待などの地域課題への対応です。既存の制度に当てはまらずに支援を受けていないケース、支援を必要とする自分の状況を認識していないケース、本人が支援を拒否するケースなども含めて、様々な課題や状況に対応するため、多様な分野や関係機関が連携して重層的に関わる体制の整備が必要となっています。

■住民アンケート調査の結果

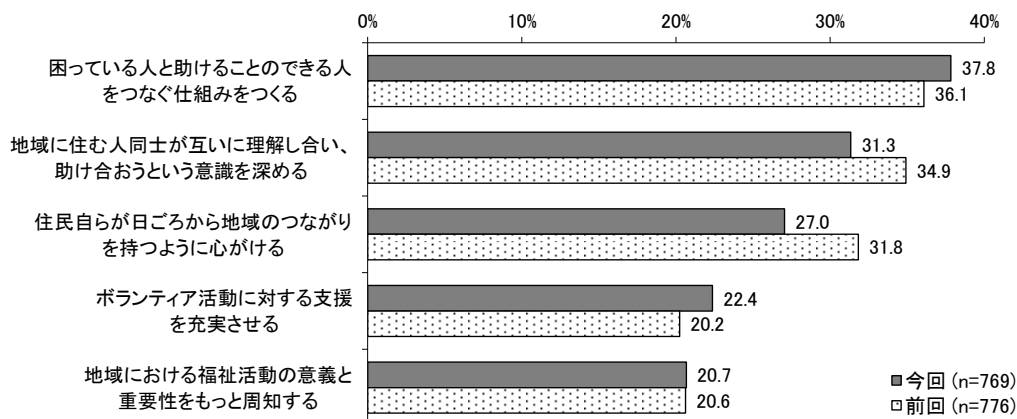
問 11 あなたとご近所との関係は次のどれに最も近いですか。(単数回答)



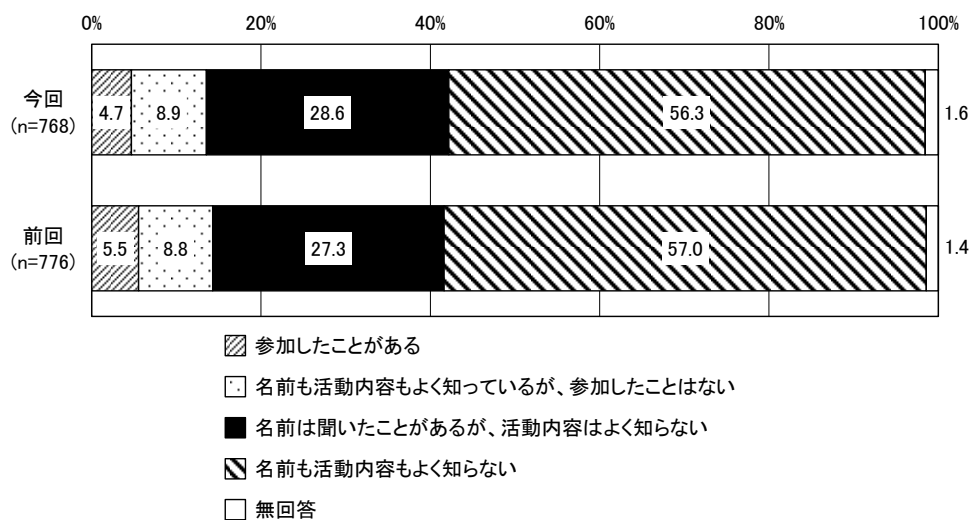
問 12 あなたは、今後、近所づきあいをどうしたいと思いますか。(単数回答)



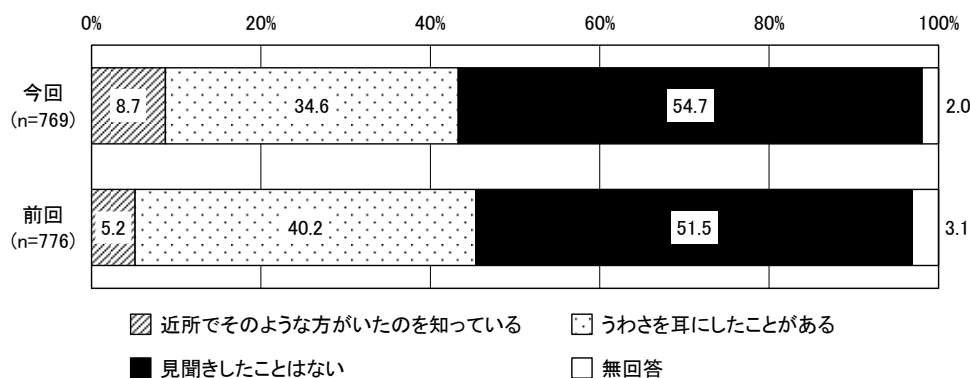
問 19 あなたは、福祉ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが特に必要だと考えますか。(複数回答) *上位5項目を表示



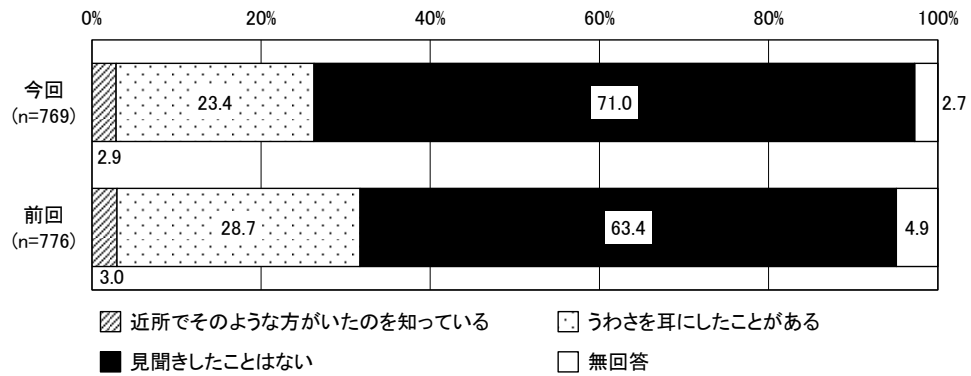
問 23 あなたは、「ふれあい・いきいきサロン」を知っていますか。(単数回答)



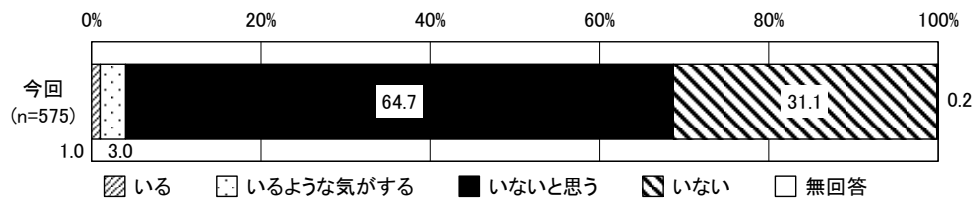
問 32 あなたは、「孤立死」について見聞きしたことがありますか。(単数回答)



問 36 あなたは、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待について見聞きしたことがありますか。
 (単数回答)



問 14 付問 近所の友人・知人やその子ども、子どもの友だちなどに「ヤングケアラー」と思われる子どもはいますか。(単数回答)



課題3 交通弱者（高齢者等）が安心して利用できる地域公共交通ネットワークの構築

■取り組みの現状

本町の交通弱者対策に関する主な取り組みは次のとおりです。

- 移動が困難な障がい者を対象にタクシー券を配布している。
- 令和2年度に、買い物や病院などへの車両による送迎に関する調査を65歳以上（要介護1～5の除く）を対象に実施し、ニーズを把握した。
- 令和4年度に、移動が困難な高齢者のニーズ把握について検討を行った。
- 令和3年度策定の「広陵町地域公共交通計画」を基に令和5年7月1日から、広陵元気号の運行形態を変更。広陵元気号中央幹線の運行エリア拡大及び増便並びに予約型乗合バス「のるーと広陵元気号」（自家用有償運送）を導入した。
- 受診への移動手段としての介護タクシー、買い物支援として移動スーパーなど、インフォーマルなサービスの利用促進のための情報提供を行っている。

■これからの課題

公共交通に関する住民アンケート調査の結果（次頁参照）は次のとおりです。

- 暮らしにくい理由（問13付問）は、「道路事情や交通の便が悪い」、「日常の買い物が不便」が上位に挙げられた（前回と同じ）。
（以下は、広陵町地域公共交通計画策定時の住民アンケート調査の結果）
- 自家用車の保有（問5）は、「自身で自由に運転できる車を持っている」割合が7割以上。
- 公共交通の利用状況は、「ほとんど、あるいはまったく利用しない」割合は、鉄道56.6%（問17-1）、路線バス79.2%（問18-1）、コミュニティバス95.1%（問19-1）、タクシー94.8%（問20-1）。
- 公共交通を利用しない理由は、鉄道（問17-3）、路線バス（問18-3）、コミュニティバス（問19-3）、タクシー（問20-3）ともに、「利用する必要がない」と「自家用車が使える」が上位を占めている。
- 移動する人の買い物割合（問22-4）は、「町内」が68.9%が多い。

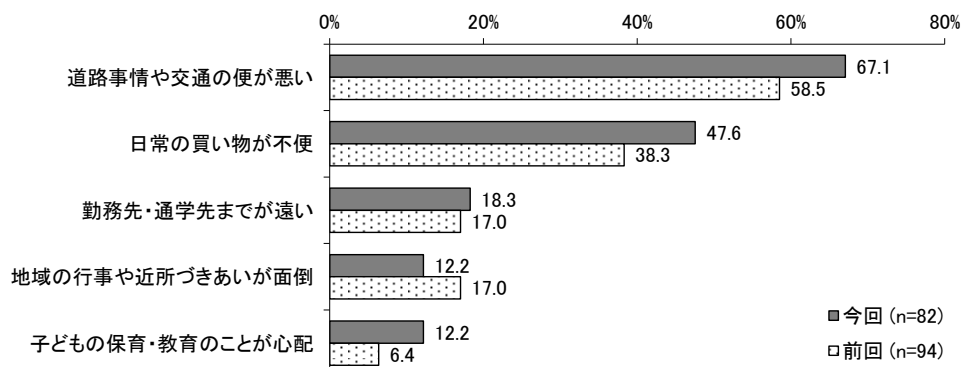
本町では、すべての住民が安心して移動できる公共交通環境の整備を進めています。また、高齢者や障がい者を対象とした移動支援を実施しています。

調査結果をみると、暮らしにくい主な理由に「道路事情や交通の便が悪い」が挙げられていますが、路線バス及びコミュニティバスといった、地域内を運行する公共交通はほとんど利用されていない状況であり、住民の多くは自家用車に頼った生活スタイルになっています。

そのため、広陵町地域公共交通計画に基づき、「のるーと広陵元気号」を導入し、日常の買い物・通勤等の移動手段として利用でき、過度に自家用車に頼らなくても生活できる公共交通を目指します。また、交通弱者等の移動に支援が必要な方を対象としたタクシー補助の導入を検討しています。

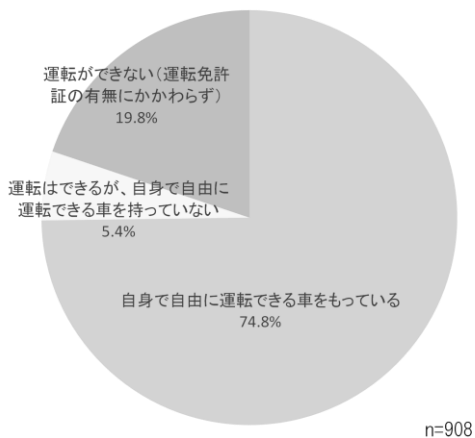
■住民アンケート調査の結果

問 13 付問 暮らしにくい主な理由は何ですか。(複数回答) *上位5項目を表示

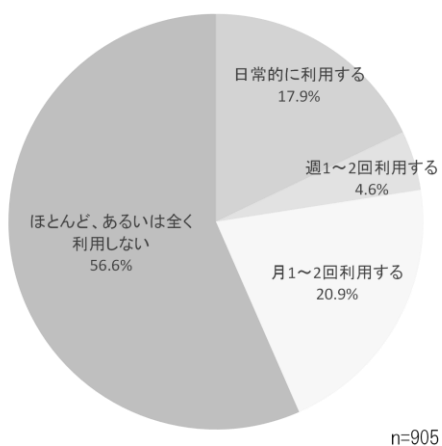


(以下は、広陵町地域公共交通計画策定時の住民アンケート調査の結果)

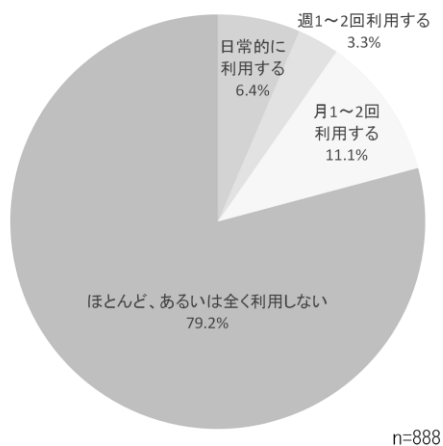
問 5 自家用車の保有等について、次のどちらですか。(1つだけチェック)



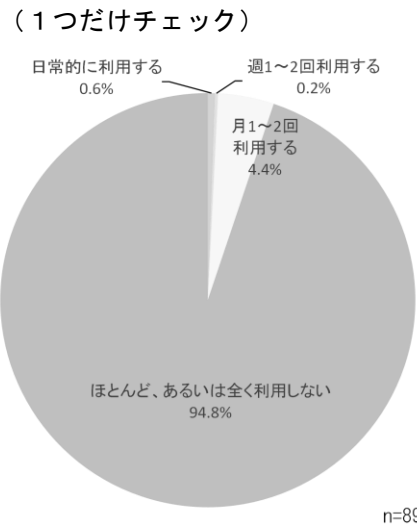
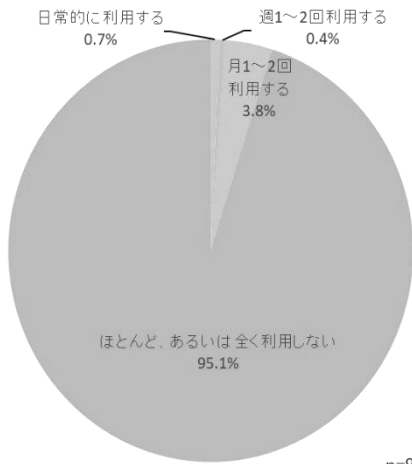
問 17-1 鉄道の利用について
(1つだけチェック)



問 18-1 路線バス：奈良交通バスの利用について
(1つだけチェック)

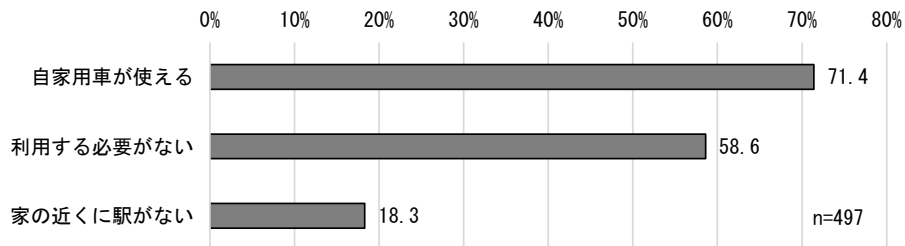


問 19-1 コミュニティバス：広陵元気号の利用 問 20-1 タクシーの利用について
 について（1つだけチェック）



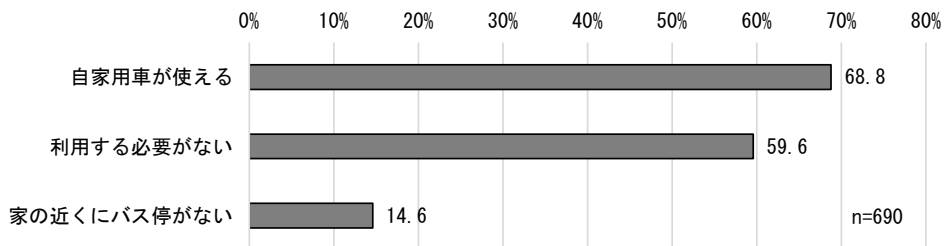
問 17-3 鉄道を利用しない理由は、次のどちらですか。（該当項目全てチェック）

* 上位3項目を表示



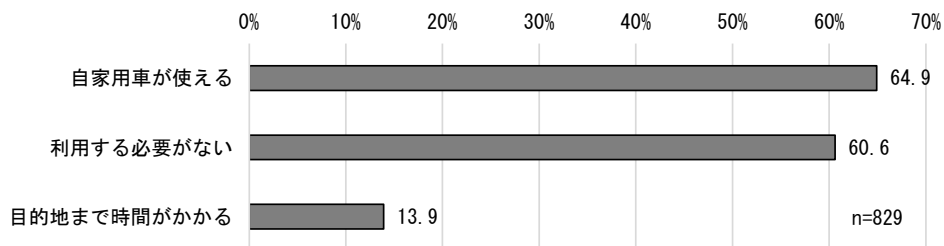
問 18-3 路線バスを利用しない理由は、次のどちらですか。（該当項目全てチェック）

* 上位3項目を表示



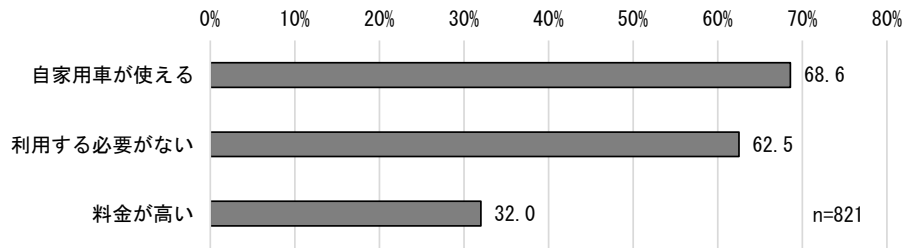
問 19-3 広陵元気号を利用しない理由は、次のどちらですか。（該当項目全てチェック）

* 上位3項目を表示

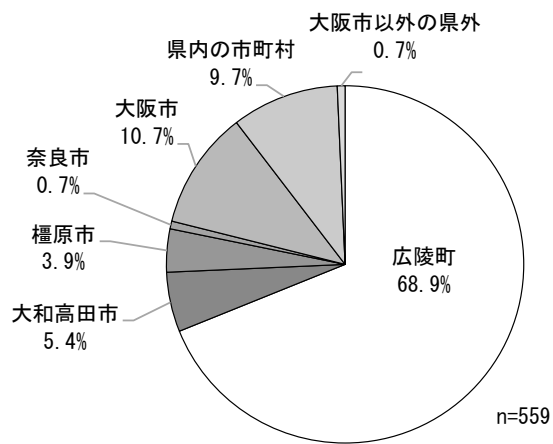


問 20-3 タクシーを利用しない理由は、次のどちらですか。（該当項目全てチェック）

* 上位3項目を表示



問 22-4 買い物の目的地行先（1つだけチェック）



第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

広陵町は、古墳や歴史的文化財が残る自然豊かな面と、大阪都市圏のベッドタウンという面を併せ持った「ほどよく都会・ほどよく田舎」なまちです。

多くの自治体で人口が減少傾向にある中、本町の人口は、増減を繰り返しながらも微増傾向で推移しています。本計画の策定にあたって実施した住民アンケートでも約88%の方が「暮らしやすい」と答え、前回調査から増えています。このような発展の一方で、昔ながらの近所づきあいが少なくなりつつあり、今回の住民アンケート調査や団体アンケート調査からも、人と人とのつながりがさらに希薄化している状況がうかがえます。

近年、生活課題は複雑化・多様化しており、問題を解決するためには行政による福祉サービスだけではなく、住民と地域、福祉団体などがつながり、連携し、「支え合い」の輪を広げることが、これまで以上に求められています。

本町では、令和4年度からスタートした第5次広陵町総合計画の新しい将来像に「be Happy ～未来につながるまち 広陵～」を掲げています。ここに込めた想いは、広陵に住み・働き・学ぶ人たちの総力を結集しながら、先人たちがこれまで築いてきた地域の魅力や可能性を極限まで引き出すとともに、ゆとりとうるおいのあふれる良質な生活空間をさらに磨き上げることで、将来にわたって町内外の多くの人々を魅了し続け、住み続ける価値が高く、次世代を担う子どもにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちたまちとして、持続的な発展を成し遂げることです。

このまちづくりに向けて、地域福祉の取り組みをとおして多くの人たちが支え合い、誰もが安心していつまでもいきいきと暮らすことができる地域のつながりを生みだしていくことを目指し、地域福祉の基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

共に支え合い、
未来につながるまち 広陵

『共に支え合い』は、多くの世代が支え合う地域づくりに参画して欲しい願いを含んでいます。

『未来につながる』は、その支え合いをとおして、住民同士のつながりを持続させていくとともに、新しいつながりを創造して未来の地域・町の発展につながっていくことを願う想いを、第5次広陵町総合計画の将来像を引用して表現しています。

2. 基本目標

基本理念「共に支え合い、未来につながるまち 広陵」の実現を目指し、地域福祉を推進するための「仕組みづくり」として、次の基本目標と主要施策を設定します。

なお、「基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる」については広陵町自殺対策計画と位置付けます。

基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる

支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である広陵町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3) 支え合い・見守り体制の充実
- (4) 福祉活動への支援と連携強化
- (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化



基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進、安全な移動手段や生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 災害時の連携の強化
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が必要な人への対応
- (7) 安全な移動手段・生活の確保



基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいづくり
- (3) 健康づくり・介護予防



基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる（自殺対策計画）

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、「生きることの阻害要因」を減らすことに加えて、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させることが重要です。「生きる支援」を地域一体となって取り組み、いのちを支える仕組みをつくっていきます。

主要施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育



3. 施策の体系

基本理念の実現、基本目標の達成に向けた施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	主要施策
共に支え合い、未来につながるまち 広陵	基本目標 1 地域で支え合う 仕組みをつくる	(1) 地域福祉意識の高揚 (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化 (3) 支え合い・見守り体制の充実 (4) 福祉活動への支援と連携強化 (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化
	基本目標 2 安心して暮らせる 仕組みをつくる	(1) 相談体制の充実 (2) 情報提供体制の充実 (3) 福祉サービス提供体制の充実 (4) 災害時の連携の強化 (5) 権利擁護の推進 (6) 支援が必要な人への対応 (7) 安全な移動手段・生活の確保
	基本目標 3 いきいきと暮らせる 仕組みをつくる	(1) 居場所づくり・交流の場づくり (2) 社会参加・生きがいづくり (3) 健康づくり・介護予防
	基本目標 4 ※自殺対策計画 いのちを支える 仕組みをつくる	(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 住民への啓発周知 (4) 生きることの促進要因への支援 (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

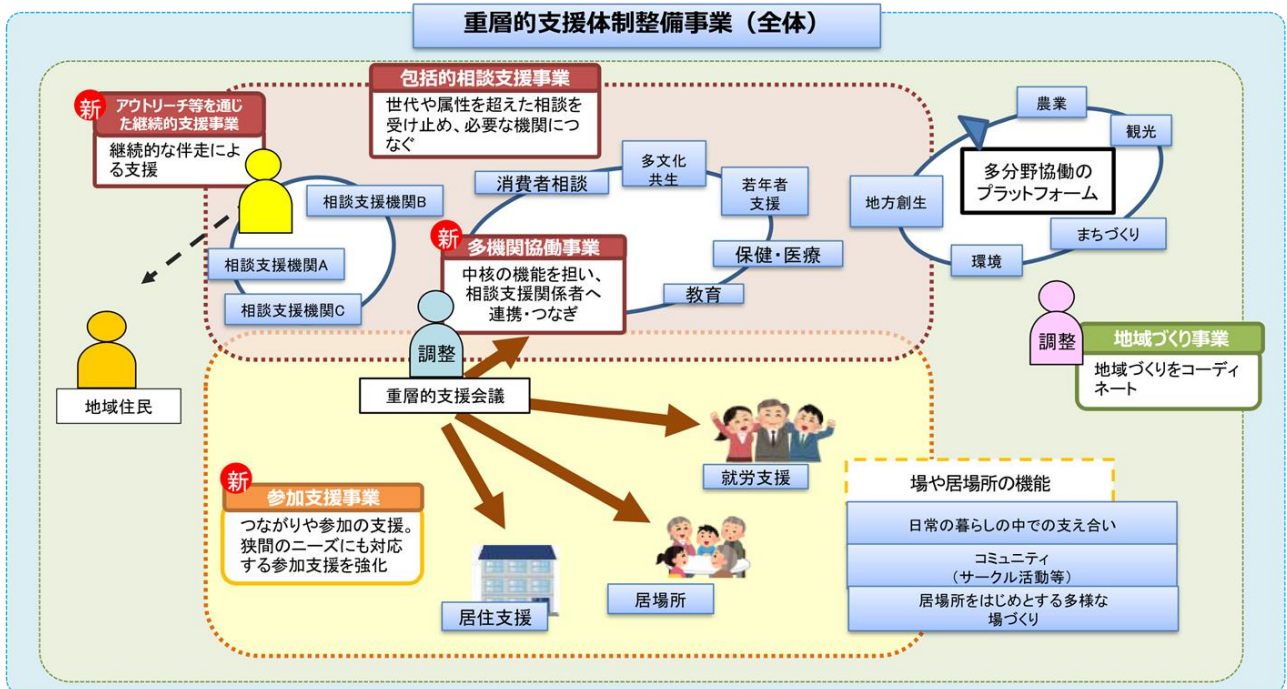
4. 重層的支援体制整備事業の方針

平成29年の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の中で社会福祉法の一部が改正され、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をすべきことが示されました。また、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが明記されました。

令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村等において、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業により、介護、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を、市町村等がより柔軟に整備できるようになっています。従来型の支援体制だけでは対応が困難な課題が多くなり、支援対象を超えた重層的な支援体制づくりに向けて取り組んでいくことが必要となっています。

当町においては、令和4年10月より、庁内関係各課及び町社会福祉協議会を参加メンバーとした重層的支援体制整備事業検討会を開催しており、本計画期間内に重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための実施計画を策定できるよう検討・調整を進めます。

《重層的支援体制整備事業の全体イメージ》



資料：厚生労働省資料

第4章 施策の展開

基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる

◎ 5年間の目標と重点事業

支え合いの地域福祉を進めるためには、子どもを含む地域全体の福祉意識を高め、ボランティア活動への参加を促進するなど、子どもから高齢者まで住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手となる人づくりが重要です。

基本目標1では以下のとおり、課題を踏まえた「5年間の目標」を定め、目標達成に向けた重点施策・事業、具体的な取り組みを設定するとともに、毎年度、実行計画の作成と進捗管理を行いながら取り組みの推進を図ります。

■ 5年間の目標

1. 「地域活動・ボランティア活動に参加する人を増やす」

＜主要課題2「地域のつながりづくりと重層的な支援体制の整備」への対応＞

参考値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	資料
18.0%	17.8%	25.0%	住民アンケート 調査結果

※数値は、住民アンケート調査の地域活動やボランティア活動への参加状況についての設問において、「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加しているが、今後は参加するつもりはない」と回答した人の合計割合

2. 「近所で助け合える関係を築く」

＜主要課題2「地域のつながりづくりと重層的な支援体制の整備」への対応＞

参考値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	資料
25.0%	21.8%	35.0%	住民アンケート 調査結果

※数値は、住民アンケート調査のご近所との関係についての設問において、「困ったときに助け合う親しい人がいる人」と回答した人の割合

(1) 地域福祉意識の高揚

現状と課題

本町では、広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、社会貢献につながる体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進しています。

福祉関係団体からは、広陵町には多くの地域活動・ボランティア活動が展開されており、庁舎への案内の掲示や設置などの情報提供は行われているものの、住民にその活動が十分に周知されていないとの声が寄せられています。広陵町社会福祉協議会においても、ボランティア養成講座を開催し、住民への情報発信をさらに進め、ホームページの充実や福祉イベントの開催など、ボランティア活動をホームページやSNSを通じ、積極的な啓発活動を行うことが求められています。

住民が協力して支え合いの地域をつくるためには、住民一人ひとりの助け合いの意識を育てていくことが必要です。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- ・町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ・福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・町と連携し、広報紙やホームページ・SNSを活用した広報・啓発を進めます。
- ・社会福祉協議会ホームページの充実を図ります。
- ・各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- ・町と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。
- ・ボランティアの方々とよく話し合い、協議しながらボランティア連絡協議会の設立に向けて進めます。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
啓発活動の充実 【★】	<ul style="list-style-type: none"> • 住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を展開します。 • 「障がい者週間」等の機会を利用し、障がい者等の権利に関する法律や制度等についての啓発を行います。 	社会福祉課
相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> • ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者福祉に関するゲストティーチャーによる授業の回数を増やします。 	教育総務課

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状と課題

本町では、ボランティア活動の拠点として広陵町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置しており、令和5年11月末日現在、44団体793人、個人7人が登録しています。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供を行うほか、様々な福祉活動への理解と参加も促進してきました。地域子育て支援拠点事業では、社会福祉協議会の登録ボランティアの参加・協力が得られています。

しかし、各団体からは会員の性別や年齢層の偏りや後継者不足が課題として寄せられており、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分に行われていない現状も見られます。今後、ボランティアセンターの認知度の向上と機能強化を図るとともに、ボランティア活動に関心のある若年層を含めた多様な世代の住民が参加しやすい活動内容の工夫や環境づくりを進めることが求められています。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ・できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。
- ・実際に活動に参加されている方は、活動を通してその必要性や意義、充実感などを、近隣の方々に伝えていきましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティア活動を支援するボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ・ボランティアに関する理解と関心を深めるため、ボランティア活動の報告会を開催するとともに、福祉活動の担い手を育成します。
- ・地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。
- ・ボランティアのニーズ調査と新たなボランティア活動の発掘を行います。
- ・老若男女、全世代が参加できる地域活動やボランティア活動を各団体と共に検討し、実施を支援します。
- ・ボランティア養成講座を開催し、普及に努めます。
- ・未来のボランティアを育てるため、夏休みキッズボランティア体験を実施します。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動に関する広報、啓発活動の充実など様々な支援を図ります。 • 今後の福祉ニーズの多様化に対応するため、福祉サービスを担う職員はもとより、関係機関職員に対しても研修や学習の機会を提供します。 	社会福祉課
青少年ボランティアの育成【★】	<ul style="list-style-type: none"> • 学校や家庭、関係各課が認識を統一することで、青少年のボランティアへの関心の高揚を図ります。 • 清掃活動を来年度以降も継続実施するよう検討します。 	生涯学習文化財課 教育総務課
地域福祉活動の担い手の発掘・育成【★】	<ul style="list-style-type: none"> • 「団塊世代」などから地域活動への意欲を持った人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を育成します。 • 「団塊世代」などから地域活動への意欲を持った人材を発掘し、高齢者を支援する人材を育成します。 • 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行い、子育て家庭等を支援する人材の発掘・育成を行います。 • 「団塊世代」などから地域活動への意欲を持った人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を育成します。 • 社会福祉協議会と連携し、地域子育て支援拠点事業へのボランティアの参加を促進していきます。 	社会福祉課 介護福祉課 こども課 子育て総合支援課
ボランティアポイント制度の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動を通じて、積極的な社会参加を促し、生きがいづくりにつながるよう、ボランティアポイント制度等の導入を検討していきます。 	社会福祉課 介護福祉課 協働のまちづくり推進課
認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの育成・活動促進	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症に関する正しい知識の普及と理解を深めるとともに、認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの活躍の場の拡大を図ります。 	介護福祉課

(3) 支え合い・見守り体制の充実

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らせるよう、日ごろからの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

本町では、町内の医療機関、福祉事業所、スーパー、郵便局、銀行等70か所（令和5年12月現在）の協力を得て、行方のわからない高齢者等を早期発見するために「広陵町高齢者等徘徊SOSネットワーク」を設置しています。また、民生委員・児童委員協議会では3年に一度高齢者世帯調査を実施するなどの見守り活動を行っています。

子どもの見守りに関しては、子ども110番の家の普及促進や、地域見守りボランティアの登録に取り組んでおり、ボランティアによる毎朝の登校時の立哨や校区内巡視なども実施されています。また、主任児童委員をはじめ、民生委員・児童委員は、「広陵町要保護児童対策地域協議会」と協力して地域の虐待防止の見守り活動を行っています。

今後も、関係機関が連携し、より充実した見守り体制の整備が求められます。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・日ごろからあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔がみえる関係づくりに努めましょう。
- ・あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ・認知症などへの理解を深めましょう。
- ・虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・生活支援サービスの推進組織としての協議体を支援します。
- ・生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。
- ・ボランティア団体、民生委員・児童委員と連携し、ひとり暮らし高齢者宅へ昼食の弁当を宅配する「給食サービス」を通じて安否確認を行います。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
関係者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 関係者間の情報共有を図りやすくするため、地縁、NPO、活動団体等のネットワークづくりを図ります。 	介護福祉課 社会福祉課 子育て総合支援課 こども課 安全安心課 協働のまちづくり推進課
子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進【★】	<ul style="list-style-type: none"> 子ども110番の家、地域見守りボランティア、避難支援等関係者の協力のもと見守り体制の推進を図ります。 	安全安心課
	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の協力のもと、広陵町高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の充実を図り、行方のわからない高齢者が発生したときの情報提供を依頼し、より早期の発見に努め、地域社会での見守り体制の推進を図ります。 	介護福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の団体やボランティアと協力し、登下校、登降園の見守り体制を強化します。 	教育総務課 こども課
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員と協力し、虐待の早期発見、防止啓発活動の強化を行います。 	子育て総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> BLEタグを持った方が見守りスポット及び見守り人アプリをインストールしたスマートフォンを持った人とすれ違うことにより、位置情報が記録されるため、万が一の際に警察等に位置情報履歴を情報提供することで、早期解決を図ります。 	教育総務課 介護福祉課 安全安心課 総合政策課 （デジタル推進室）
ご近所や自治会における取り組みの支援【★】	<ul style="list-style-type: none"> 地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。 地域が主体的に実施するイベントや事業について、楽しく参加・参画できるように支援します。 	協働のまちづくり推進課

〔活動紹介〕 給食サービス

地域の一人暮らし高齢者宅へ毎月2回、昼食（ボランティアグループによる手作りお弁当）を届けると共に、見守りもかねて民生委員・児童委員の協力を得て実施しています。



(4) 福祉活動への支援と連携強化

現状と課題

本町では、令和5年4月現在、各地域を担当する55人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員が活動しています。

また、民生委員・児童委員や地域住民とともに「福祉のまちづくり」を広げていく推進役として地域福祉委員が活動を展開しています。

住まいの地区担当の民生委員・児童委員（問21）は「知っている」が43.2%（平成30年38.7%）と一定の認知度がある一方、地域福祉委員（問22）は「名前も活動内容もよく知らない」が68.7%（平成30年68.4%）を占めています。

地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、人権擁護委員や保護司など福祉活動に関わる人々や団体の活動の周知を図るとともに、一層支援していく必要があります。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・民生委員・児童委員、地域福祉委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ・地区の民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・民生委員・児童委員と身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との情報共有に努めるとともに、活動推進のために定期的な協議を行います。
- ・すべての地区での地域福祉委員の配置を目指すとともに、委員同士の意見交換の場や勉強会を開催するなど、委員の活動を積極的に支援します。
- ・地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
民生委員・児童委員への支援 ・連携の強化 【★】	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。 地域の絆づくりを進めている民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行い、支援を行うとともに連携の強化を図ります。 	社会福祉課
地域福祉活動への支援【★】	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会と連携し、地域福祉委員など、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。 	社会福祉課

〔活動紹介〕 民生委員活動の日

「民生委員活動の日」である5月12日に、町内5つの小学校で児童の登校を見守りながら、民生児童委員に関連する啓発物品を配布することにより、身近な相談相手として民生委員がいることをお知らせしています。



(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化

現状と課題

広陵町社会福祉協議会は、昭和 57 年に発足し、住民や民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係団体・機関との連携のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指して地域の福祉増進に努めてきました。

平成 30 年5月には広陵町社会福祉協議会改善計画を策定し、近年の複雑多様化する福祉ニーズに対応するため、運営体制や各種福祉事業の見直し・改善を進めながら、同年に令和元年度からの地域福祉活動計画を策定し、事業を進めてきました。

しかし、住民アンケート調査では、社会福祉協議会（問 24）について「名前も活動内容もよく知っている」が 15.6%（平成 30 年 16.8%）、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」と答えた方が 50.8%（平成 30 年 49.6%）であり、認知度がなかなか高まりません。

広陵町社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として大きな役割を担っていることから、今後も町と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ・社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・組織・運営体制の改善や職員の人材育成、各種事業の見直しなど社会福祉協議会の体制強化を図ります。
- ・地域福祉を推進する中心的な組織として、町、住民、事業所、関係機関との連携強化に努めます。
- ・社会福祉協議会の活動について、積極的に周知し、理解促進に努めます。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
社会福祉協議会の体制強化 【★】	・人材の確保と育成に対する支援をはじめ、適正な補助、事業における協力体制強化など、社会福祉協議会の主体性や独立性に配慮しながらも、調整及び支援に積極的に取り組みます。	社会福祉課
社会福祉協議会との連携強化	・社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、連携の強化を図ります。	社会福祉課

〔活動紹介〕 赤い羽根共同募金運動

毎年10月1日から全国一斉に実施される赤い羽根共同募金運動では、広陵町民生委員・児童委員協議会や広陵町赤十字奉仕団の協力を得て、街頭募金などを実施しています。また、歳末たすけあい募金につきましては、広陵町老人クラブ連合会、広陵町民生委員・児童委員協議会、広陵町シルバー人材センター広銀会などからご協力いただいています。

町内に在勤・在住の皆さまなどからいただきました募金は、すべて奈良県共同募金会へお届けし、次年度に配分金を受けて、地域福祉事業に使わせていただいています。



基本目標 2 安心して暮らせる仕組みをつくる

◎ 5年間の目標と重点事業

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての住民が安心して暮らせるためには、地域での日ごろからの支え合い・助け合いが重要です。

基本目標2では以下のとおり、課題を踏まえた「5年間の目標」を定め、目標達成に向けた重点施策・事業、具体的な取り組みを設定するとともに、毎年度、実行計画の作成と進捗管理を行いながら取り組みの推進を図ります。

■ 5年間の目標

1. 「相談窓口の利用しやすさを高める」

＜主要課題1「相談体制の強化」への対応＞

参考値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	資料
84.8%	90.1%	100%	住民アンケート調査結果

※数値は、住民アンケート調査の福祉窓口の相談しやすさについての設問において、「利用しやすかった」と回答した人の割合

2. 「地域の暮らしやすさを確保する」

＜主要課題3「交通弱者が安心して利用できる地域公共交通ネットワーク構築」への対応＞

参考値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	資料
85.1%	87.8%	90.0%	住民アンケート調査結果

※数値は、住民アンケート調査の地域の暮らしやすさについての設問において、「とても暮らしやすい」回答した人の割合と「どちらかという暮らしやすい」と回答した人の割合を合わせた割合

(1) 相談体制の充実

現状と課題

各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる相手がいない人や相談窓口に行くことのできない人も増加傾向にある中で、住民の誰もが、個々の状況に応じて気軽に相談できるような体制や仕組みづくりが求められています。

本町では、担当課の窓口で相談を行っているほか、法律相談や心の健康相談などの相談窓口も設置しており、地域では、民生委員・児童委員や地域福祉委員が連携し、福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、必要な支援を行っています。

出産・子育てに関する不安や悩みへの対応は児童虐待防止にもつながることから、令和4年、従来から相談支援を行ってきた子育て世代包括支援センターと、児童虐待の早期発見・予防に主眼をおいた子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した、子育て家庭総合相談センターを開設しました。ここでは、町内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に助産師や保健師といった専門職員が様々な相談に応じています。

庁内各部署のほか、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との情報交換と連携をさらに強化し、多機関協働による包括的な相談支援体制を構築・推進していく必要があります。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談に乗り、相談窓口を紹介しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社会福祉協議会に開設している「福祉なんでも相談窓口」で、制度の狭間にいる人を適切な支援につなげます。
- ・社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化に向け、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、うつ、ひきこもり、虐待、生活困窮など、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげます。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な相談窓口の充実【★】	<ul style="list-style-type: none"> •窓口における相談体制の充実に向けて、相談しやすい環境づくりを図るとともに、各職員が知識の獲得に向けて研修等で研鑽し、複雑化した個々のケースにも対応できる体制の構築を目指します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> •民生委員・児童委員や地域福祉委員、ボランティア団体等と適切な連携をとりながら、支援が必要な人に対する見守り活動を実施するとともに、地域において気軽に相談できる体制を支援します。 	介護福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> •町内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、出産や子育てについて助産師や保健師、保育コンシェルジュといった専門スタッフが気軽に相談に応じ、必要な支援につなげることができるよう、専門職の配置に努め、子育て家庭総合相談センターの体制強化を図ります。 	子育て総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> •来庁や電話だけでなくFAXや電子メール等、あらゆる人がより相談しやすい環境を整えます。 	こども課 けんこう推進課
	<ul style="list-style-type: none"> •児童生徒及びその保護者が相談しやすい環境を整えます。 	学校支援課
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> •子育て家庭総合相談センターと連携し、相談及び支援体制の充実を図ります。 	けんこう推進課
	<ul style="list-style-type: none"> •スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、現状の体制を維持しながら引き続き保護者や児童・生徒の相談に対応していきます。 	学校支援課
町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施【★】	<ul style="list-style-type: none"> •引き続き職員向けコンプライアンス研修を必要に応じて実施します。 •新規採用職員に関しては接遇研修を実施し、職員の資質向上を図ります。 	秘書人事課
	<ul style="list-style-type: none"> •相談内容に的確に、かつ、相談者のプライバシーに配慮した対応を行えるよう、町職員や社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員等の関係者に研修や勉強会を開催し、資質向上に努めます。 	社会福祉課

取り組み	具体的な内容	担当課
関係機関との連携体制の強化 【★】	・住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 子育て総合支援課 けんこう推進課

(2) 情報提供体制の充実

現状と課題

近年、福祉・保険制度など生活に関係する様々な制度改正等が行われ、これに伴って町や関係機関から提供する情報が増加傾向にある中、情報を一方的に流すだけでは住民に十分な情報提供ができていないといえます。

福祉サービスの内容をはじめ、地域のボランティア活動や助け合い活動についての情報などを、誰もが入手しやすく、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

本町では、「広報こうりょう」を月1回発行するとともに、地区の回覧板、ホームページによる広報等も実施しています。

わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信をはじめ、高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実とともに、個人情報の保護に配慮しながら、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・町、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ・口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- ・各種団体は、会員への情報提供を積極的に進めましょう。
- ・区・自治会内で福祉に関する情報提供・情報交換を進めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。
- ・社会福祉協議会のホームページや SNS のコンテンツ充実を図り、タイムリーな情報発信に努めます。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
広報紙・町ホームページでの 情報提供 【★】	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度等について、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、広報紙をはじめ、ホームページや SNS 等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。 	介護福祉課 けんこう推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙のほか、ホームページ、SNS など多様な媒体を用いて情報提供を行います。 	こども課
	<ul style="list-style-type: none"> 出産・子育て等に関する身近な相談窓口である子育て家庭総合相談センターについて、広く住民に周知するため、広報紙やホームページ等を活用し、積極的に情報提供を行います。 	子育て総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 役場が発行する広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮を進めます。 	社会福祉課 総合政策課
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者情報アクセシビリティの観点から ICT 機器の活用も視野に入れながら、誰もがアクセスしやすいホームページ作りについて、関係部署と協議しながら進めていきます。 手話奉仕員養成講座を計画的に実施し、手話通訳ができる人材の育成・確保を図ります。 	社会福祉課 総合政策課
各種手当・制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット等での情報提供とともに、個々の対象者に応じた制度に繋がられるよう案内を行います。 	社会福祉課 介護福祉課 けんこう推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙のほか、ホームページ、SNS など多様な媒体を用いて情報提供を行います。 	こども課
民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。 	社会福祉課

(3) 福祉サービス提供体制の充実

現状と課題

■子育て支援

令和2年度から「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に基づき、「ともに子育てを支えあう地域づくり」を基本理念に掲げ、妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり、子育てと仕事の両立を支援する環境づくり、子どもの育ちを支援する環境づくり、子どもを守る環境づくりを基本目標として各種施策の展開を図ってきました。

母子保健では、妊娠届け出時、健診や相談、医療機関等関係機関からの連絡等により把握した親子について、アセスメントを行い、必要かつ適切な支援につないでいます。さらに妊娠届時やパパママクラス、妊娠8か月頃の相談、出産後の乳児家庭全戸訪問時及び、それ以降、様々な機会を通じて伴走型支援を行い、特定妊婦や要支援児童の把握を行うとともに、適切なサービスを提供しています。また、母子保健法に規定された乳幼児健診事業を実施し、身体的・精神的発育発達の確認、疾病等の早期発見、子育て支援を行っています。

国では、令和5年4月に、こども家庭庁が内閣府に設置され、「こども基本法」が施行されました。令和5年中に「少子化社会対策大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」の3大綱が一本化された「こども大綱」が決定され、こども施策に関する基本的な方針と重要事項が定められるとともに、都道府県や市町村に対し、こども計画の策定が努力義務とされました。

■高齢者

令和3年度から「広陵町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」に基づき、地域の実情にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進に努めており、地域包括支援センターの機能強化とともに、地域ケア会議の機能充実に取り組んでいます。

令和5年度に「広陵町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定しました。

■障がい者

平成29年度から「広陵町第3期障がい者計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

令和2年度から「広陵町第6期障がい福祉計画・広陵町第2期障がい児福祉計画」に基づき、これまでの利用状況やニーズに基づき、各種障がい者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、本町における障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービスを見込み、その確保を図っています。

令和5年度に「広陵町第4期障がい者計画」と「広陵町第7期障がい福祉計画・広陵町第3期障がい児福祉計画」を策定し、今後、町が展開すべき福祉施策やサービス等の利用数値目標を設定しました。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ・サービス内容の改善・充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。
- ・各種福祉計画の内容を、広報紙、ホームページ等で理解し、計画の推進に協力しましょう。
- ・町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・可能な範囲で住民参加型のサービスに参加しましょう。
- ・サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社会福祉協議会が実施する生活支援サービスを、住民にわかりやすく周知し、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。
- ・通院等で手話通訳が必要な方に手話通訳者の派遣を行います。
- ・手話通訳者の養成に向け、手話奉仕員養成講座を開催します。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
子育て支援の充実 【★】	・地域の NPO と連携して地域での子育て支援の環境整備等を行います。	教育総務課
	・特別な教育ニーズのある子どもの就学が円滑につながるように関係機関と連携しながら情報発信等を実施していきます。	学校支援課
	・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。 ・妊産婦や乳幼児とその保護者への面談や家庭訪問、電話相談等を通して、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実を図ります。	こども課 子育て総合支援課

取り組み	具体的な内容	担当課
子育て支援の充実 【★】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや若者等の総合的な支援のあり方を定めた「こども計画」を策定します。 	こども課 子育て総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 個別相談等を通して、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を連携して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発達育児支援の充実を図ります。 	こども課 子育て総合支援課 けんこう推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 広陵町公式 LINE などの子育て世帯が活用している情報収集のツールを使うなど、情報発信に力を入れていきます。 	子育て総合支援課
高齢者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。 医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。 	介護福祉課
障がい者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし、共に参加するための福祉施策を推進します。また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。 障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。 	社会福祉課

〔活動紹介〕 赤ちゃん誕生おめでとう活動

地域の民生委員と主任児童委員がお申込みをされた2ヶ月児のいるご家庭を訪問し、「おめでとう」の気持ちとともに子育てに役立つ情報をご家庭にお届けしています。

また、4ヶ月児健康診査の際には、保護者の皆様の健康と赤ちゃんの健やかな成長を願い、おしりふきや絵本等の物品配布をしています。



(4) 災害時の連携の強化

現状と課題

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。近年、住民同士の近所付き合いが少なくなり、自治会に加入しない人も増えている状況にあり、災害時にいかに連携を図れるかが課題となっています。

本町では、各災害別に防災対策を区分し、イラスト等を用いながら、わかりやすく解説した「チャートでわかる災害時の行動」(パンフレット)の作成・配布を行いました。令和元年度に洪水・地震のハザードマップを町ホームページに掲載し、住民に周知を図りました。

また、町内の複数の地域で自主防災組織を立ち上げ、小学校区ごとに防災訓練を実施するとともに、広陵町防災士ネットワークにより、防災士間の連携を図り、技術向上に努めています。

さらに、防災倉庫備蓄品として、ユニバーサルトイレやオストメイト専用ポータブルトイレ・紙おむつ等を備蓄するとともに、災害時における住民への情報伝達については、防災行政無線をはじめ、携帯電話への緊急速報メール、登録制メール、ヤフー災害速報アプリ、広陵町のLINEやホームページ、Facebook等伝達手段を整備し、迅速かつ的確に伝達するため、一括配信を構築しています。

高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中で、要配慮者を意識した防災施策の推進などが必要となっており、避難行動要支援者の避難確保にあたっては、庁内及び地域の関係者との連携の強化を図り、名簿情報の提供さらには実効性のある個別避難計画の策定に取り組んでいるところです。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・地域で見守るべき方が誰なのかを把握しましょう。
- ・避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ・家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ・防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・災害時に備えて、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの養成を図ります。
- ・災害発生時に、ボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、町や関係機関と連携して、防災に関する情報提供等必要な支援を行います。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や防災士ネットワークと連携し、防災に関する広報・啓発活動の推進や防災訓練の定期的実施、ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の高揚及び自主的な備えの促進に努めます。 	安全安心課
避難支援体制の充実【★】	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織をはじめ、関係機関・団体との連携のもと、避難行動要支援者の把握をはじめ、実効性のある個別避難計画策定に努めます。 	社会福祉課 介護福祉課 安全安心課
災害時の情報伝達、通報支援	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚や言語等に不自由があり、電話を使えない人が、FAXや電子メールで警察・消防に緊急通報する方法について、ホームページや広報等で、積極的に広報を行います。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線をはじめ、携帯電話への緊急速報メール、登録制メール、ヤフー災害速報アプリ、広陵町のLINEやホームページ、Facebook等の伝達手段を整備し、迅速かつ的確に伝達するため、一括配信を構築し、伝達手段の更なる充実を図ります。 	安全安心課

(5) 権利擁護の推進

現状と課題

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制が求められています。本町では、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DVなどについて総合的に相談対応できるよう、重層的支援体制事業も視野に入れた支援体制づくりを検討しています。

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。本町でも、成年後見利用に関する補助金要綱を作成していますが、利用が少なく、制度の周知をさらに図っていく必要があります。

児童虐待については、児童虐待のリスク管理の徹底と家庭へのきめ細かな支援ができるよう、平成 27 年度から要保護児童対策地域協議会に実務者会議を設定し、管理しているケースについて関係機関が集まり定期的を開催しています。さらに必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、適切な支援につなげています。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- 子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- 判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活自立支援事業により支援します。
- 成年後見制度の周知を図ります。
- 関係機関等と連携し、市民後見人の養成や法人後見など成年後見制度を利用しやすい体制の整備に努めます。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止 【★】	<ul style="list-style-type: none"> • DV等の暴力防止、暴力根絶に向けた学習機会および啓発活動を充実するとともに、相談や専門窓口の紹介や支援を行います。（男女共同参画行動計画と連動） 	協働のまちづくり推進課
	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図り、あわせて、より一層積極的な啓発活動を実施します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図り、あわせて、より一層積極的な啓発活動を実施します。 	介護福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> • DV・ハラスメント、児童虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図り、あわせて、より一層積極的な啓発活動を実施します。 	子育て総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携し、要支援者への支援を実施します。 • 教職員へ、相談窓口等の情報を周知します。 	学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> • 「差別をなくす強調月間」に合わせ、人権のつどいを開催するとともに、その内容について広報紙等で掲載します。 	協働のまちづくり推進課 生涯学習文化財課 住民課

取り組み	具体的な内容	担当課
児童虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近所づきあいや親からの支援もない孤立した育児環境での不安を抱えたケースもみられることから、地域ぐるみの子育てネットワークの環境整備に取り組みます。 ・児童虐待防止に対する住民の意識を高め、通告や相談がしやすくなるよう、研修会の開催や啓発活動に努めます。また、児童虐待防止に関する啓発活動と相談支援体制の強化により、早期発見と予防に努めます。 ・関係機関との情報共有を密に行い、定期的なリスクアセスメントをとおして、よりきめ細かな対応を行っていきます。 	子育て総合支援課
高齢者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止に向けた住民への啓発を行うとともに、介護事業所など各種団体と連携を強化し、高齢者への戸別訪問、近隣住民や民生委員・児童委員等からの情報収集等により、高齢者虐待の早期発見、早期対応をするための体制の充実強化を図ります。 	介護福祉課
障がい者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内や職場、施設における障がい者に対する虐待防止のため、関係機関職員との連携を深めるとともに、相談・連絡があった場合は迅速な対応を図ります。 	社会福祉課
成年後見制度の周知 【★】	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 	社会福祉課 介護福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成や法人後見など成年後見制度を利用しやすい体制の整備に努めます。 	社会福祉課

◆ 「189（いち・はや・く）」：児童相談所全国共通ダイヤル

「189」は児童虐待と思ったときなどに、児童相談所に通告や相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけると管轄の児童相談所につながります。通告や相談は匿名で行うこともでき、通告や相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



(6) 支援が必要な人への対応

現状と課題

■生活困窮者

平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」を踏まえ、本町では生活困窮者の自立に向け、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

■子どもの貧困

令和元年 9 月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が改正・施行され、同年 11 月に第二次となる「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。本町では、大綱に基づき、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築しました。

■更生保護

更生保護については、刑事司法関係機関だけの取り組みには限界があり、地域社会での継続的な支援が再犯防止に重要であるため、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しています。

本町では、令和元年 7 月に、かつらぎ香芝地区保護司会の全体集会を開催し、更生保護活動に関する啓発を行いました。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、街頭啓発運動は中止となり、啓発の場の創出ができませんでした。

■家族介護者

家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、支援として、家族介護教室等の事業を実施しています。

■ヤングケアラー

奈良県では、令和 3 年 6 月に子ども・教育・介護・福祉分野の関係課で構成する「ヤングケアラー支援に向けた連携会議」を発足し、令和 5 年 2 月に「奈良県ヤングケアラー支援に関する取組方針」が改訂されました。ヤングケアラーについては、自分自身がヤングケアラーである自覚がない、または現状においてヤングケアラーの社会的認知度が低いため、周囲が気づきにくいという特徴があり、本町では相談支援体制等について検討しているところです。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- ・一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」により、生活の自立を促します。
- ・「生活福祉資金貸付事業」により、低所得の方に対する一時的な生活資金の貸付を行います。
- ・「フードレスキュー事業」として、必要に応じて食糧支援を行います。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
生活困窮者への対応【★】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対し、奈良県中和福祉事務所、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターや民生委員・児童委員などと連携し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。 ・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住居確保支援等の利用促進等により、生活困窮者の自立を促進します。 	社会福祉課
子どもの貧困対策【★】	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯の相談等において、必要に応じ関係機関・部署と情報共有を行い、支援を進めていきます。 	こども課
	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助制度について引き続き周知していきます。 	学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。 	社会福祉課

取り組み	具体的な内容	担当課
更生保護について	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司、更生保護女性会と連携し、取り組みを強化します。 • 保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。 	社会福祉課
家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> • 本人と家族介護者に対する支援をさらにきめ細やかなものにするため、必要に応じて各担当部署や地域包括支援センターと情報共有を図ります。 • 家族介護者の精神的負担を軽減するため、保護者が交流・情報交換ができるネットワークづくりの支援を進めます。 • 家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、家族介護教室等を実施します。 	介護福祉課
ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> • ヤングケアラーが抱える不安や負担を軽減・解消するため、関係機関等と連携して、早期発見・把握し、適切な支援につなげる取り組みを実施できるよう努めます。 	社会福祉課 子育て総合支援課 学校支援課

(7) 安全な移動手段・生活の確保

現状と課題

■安全な移動手段

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。

本町では、障がい者、高齢者の移動手段の確保に努めてきたほか、令和3年度に町の地域公共交通施策のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通計画」を策定し、交通弱者の移動手段の確保等について公共交通施策として明確に位置付け、住民にとって利便性の高い公共交通を構築しています。

また、平成24年12月に「広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」を定め、道路新設及び拡幅工事の際には、条例に基づき段差の少ない歩道の整備等を行っています。

■交通安全・防犯

本町では、警察をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、「子ども110番の家」の活用促進、子ども安全メール、巡回パトロールの実施などに努めてきました。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- ・あいさつや声かけがお互いのできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・外出支援ボランティアに対する支援を行います。
- ・通院や福祉施設の利用、社会活動のための移動手段として、車いす対応福祉車両の貸し出しを行います。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な移動手段の確保 【★】	<ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシー等の利便性向上やボランティア等支援者の人材確保など、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動支援の充実を図ります。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス、広陵元気号及び予約型乗合バス「のるーと広陵元気号」を一体的にとらえ、きめ細やかな乗降場所の設置など、高齢化にも対応した運行ルート・運行方法により、総合的な公共交通ネットワークの形成を進めます。 	総合政策課
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり 【★】	<ul style="list-style-type: none"> 道路・公園施設の新設、改修の際には、利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。 安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすが交差できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消に努めます。 	都市整備課
交通安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体・民間企業との連携のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。 	安全安心課
	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の点検・調査を行いながら、安全な道路環境の整備を実施します。 	安全安心課 都市整備課
	<ul style="list-style-type: none"> 学校と通学路の危険箇所を共有し、他関係課等と連携して安全な通学路の整備を実施します。 	教育総務課
地域での防犯活動の促進、消費者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> パトロールの実施、防犯灯の設置など、地域ぐるみの安全環境づくりを進めます。 犯罪からの児童の緊急避難の場として、住民と連携し、「子ども 110 番の家」の充実を図ります。 関係機関、家庭、学校、企業等の連携強化を図り、地域全体で犯罪を未然に防ぐ体制づくりに努めます。 悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図ります。 	安全安心課

〔活動紹介〕 車いす対応福祉車両等の貸出（無償）

通院や福祉施設の利用、社会活動の移動手段として、車いすのまま乗車できる福祉車両の貸出しを行っております。



また、ケガや病気などで療養中の方（他の制度・サービスを利用できない方）に、期間を設け家庭看護用品（車いす、歩行器、介護用ベッド）の貸出しも行っております。

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

◎ 5年間の目標と重点事業

地域で生活をしている様々な人の交流を促進するためには、世代を問わず、住民のふれあい・支え合い・助け合いの拠点となる居場所づくりが重要です。

基本目標3では以下のとおり、課題を踏まえた「5年間の目標」を定め、目標達成に向けた重点施策・事業、具体的な取り組みを設定するとともに、毎年度、実行計画の作成と進捗管理を行いながら取り組みの推進を図ります。

■ 5年間の目標

「サロンに参加する人を増やす」

＜主要課題2「地域のつながりづくりと重層的な支援体制の整備」への対応＞

参考値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	資料
5.5%	4.7%	10.0%	住民アンケート 調査結果

※数値は、住民アンケート調査のふれあい・いきいきサロンの認知度の設問において、「参加したことがある」と回答した人の割合

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、地域の状況や住民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

本町では、地区公民館や集会所等の身近な場所で、ボランティアや区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める、29のふれあい・いきいきサロン活動が展開されています（令和5年11月末現在）。

また、高齢者を対象とした、通いの場づくりは、住民の主体的な活動のひとつとして、介護予防を切り口に、住民同士の見守り、助け合いなどのつながりができることを目的に実施しています。

子育ての中で親子が気軽につどい、自由に交流できる場所として、認定こども園や各施設で「広場」を開催し、参加者同士が交流を深め、子育てが楽しいと感じられる機会を提供しています。また、そこでは子育て情報の発信や専門スタッフによる子育て相談にも応じており、子育て親子の孤立感や孤独感の解決に努めています。子どもの居場所づくりでは、放課後のこどもの居場所である「放課後子ども育成教室」などに取り組んでいます。

認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「認知症カフェ」を5か所（エリシオン真美ヶ丘、デイサービス大和園広陵温泉、おきなのだ、オレンジカフェこすもす、信和会）で開設しています。

今後は、より多くの方が利用できるよう、これらの活動の一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。また、関係団体からは、地区の公民館や集会所など身近な場所を定期的に関開し、より積極的に活用できるようにしてほしいとの意見も寄せられていることから、対応の見直しも必要と考えられます。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・ふれあい・いきいきサロンや認知症カフェに行ってみましょう。
- ・関心のある活動の運営に参加してみましょう。
- ・日ごろから人と人との交流の機会を大切に、異世代との交流も楽しみましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域でのサロン活動においては、新規に開設しやすいようにサロンの開設要件を見直すとともに、レクリエーション備品の貸し出しや無料講座の案内、サロン交流会の定期的な開催、サロン間のネットワークづくりなど、必要な支援を行います。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
ふれあい・いきいきサロンの充実【★】	・社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりの一環として、ふれあい・いきいきサロンの充実を図ります。	社会福祉課
高齢者の通いの場・居場所づくり【★】	・地域で自主的に行う、健康づくり・通いの場づくりの支援と、またその場を継続するための活動支援を行います。	介護福祉課
認知症カフェの活動支援	・認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「認知症カフェ」の活動を支援します。	介護福祉課
地域子育て支援拠点事業の充実【★】	・子育て家庭の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供し、子育て親子の孤立感や孤独感の解消に努めるとともに、専門スタッフによる子育て相談や情報の提供を行います。	子育て総合支援課
地域の施設を活用した交流促進	・地域の交流の場として、集会所、地区公民館など身近にある施設の活用を図ります。	総合政策課 生涯学習文化財課
	・集会所、地区公民館が地域交流の場としての機能を保全するために必要な修繕について補助します。	
	・地域の交流の場として、集会所、地区公民館、公園など、身近にある施設の活用を図ります。	協働のまちづくり推進課 総合政策課 (公共施設マネジメント)

(2) 社会参加・生きがいづくり

現状と課題

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後ともいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動の支援や各種敬老事業を実施しています。

また、高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行っています。

さらに、障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しましょう。
- ・事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・高齢者、障がい者などが地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営を支援します。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
高齢者の生きがい・社会参加の促進【★】	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、高齢者の生涯学習、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、働ける高齢者の雇用の社会参加を支援します。・高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行います。	介護福祉課

取り組み	具体的な内容	担当課
障がい者の社会参加の促進 【★】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。 ・日中活動や就労の場について、個々の障がい特性に見合ったサービス利用に繋がるよう支援を行います。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から町民体育祭を広陵町スポーツフェスティバルに改め、誰もが楽しむことができる軽スポーツをフリー参加で開催しています。令和5年度以降、事業所等を開催内容等を通知し参加を促していきます。 	スポーツ振興課

(3) 健康づくり・介護予防

現状と課題

■健康づくり

本町では、健康長寿の実現に向け、住民自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣改善と健康意識の向上を促進してきました。また、住民の健康づくり活動を、地域コミュニティや社会全体が支援する体制づくりを構築しています。

地域巡回型健康教室として広陵元気塾を地域単位で開催するとともに、若年層に対する意識の向上や、健康づくり推進を図るためのイベントの開催、健診の実施、自主活動グループやリーダー養成のための醸成に取り組んできました。

成人各種健（検）診において、未受診者対策、受診勧奨や健診体制の充実などにより、受診率向上に努めています。また、禁煙対策、生活習慣病重症化予防を重点的に実施しています。

■介護予防

本町では、住民が主体的に介護予防に取り組んでもらうために、町と香芝市が共同で畿央大学と連携して、介護予防リーダーの養成講座を実施しており、そのリーダーを中心として、身近な通いの場づくりに取り組んできました。

地域で活動している団体（老人会やサロンなど）に対して保健師や栄養士、歯科衛生士などの専門職や介護予防リーダーを派遣し、介護予防の普及・啓発と地域の活動を支援しています。

今後の取り組み

◆地域や住民の取り組み

- ・地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- ・「自分の健康は自分で守る」を意識し、健（検）診を受けるとともに町の各種健康チェック情報などを活用して自らの健康状態に関心を持って、心配ごとがあれば早めに相談・受診しましょう。
- ・健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・生活支援サービスの推進組織としての協議体の支援や生活支援コーディネーターの配置により、サービスの担い手や既存の社会資源の掘り起こし、地域資源の開発に努めます。

◆町の取り組み（重点事業は【★】）

取り組み	具体的な内容	担当課
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> •健康・保健を中心としたまちづくりをサポートする人材を発掘・育成し、地域ぐるみの健康づくり運動に取り組めるよう、地域単位の活動を支援するとともに畿央大学などとの協働による地域健康教室を推進します。 •歩いて行ける身近な地域で健康づくり、子育てや介護予防の整備を推進し、住民、NPO、ボランティアなどが主体となり、健康づくりの活動が行われるよう支援します。 •生活習慣の改善を柱とした住民の健康増進に向けた取り組みを実施します。 	<p>介護福祉課 けんこう推進課</p> <p>けんこう推進課</p>
各種保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> •ライフステージにあわせた、健康管理にかかわる相談・指導体制及び健康づくりに向けての各種の情報提供や健康教育の充実を図ります。 •生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、受診率の向上に努め、保健指導の強化を図ります。 	けんこう推進課
介護予防の推進【★】	<ul style="list-style-type: none"> •介護保険制度の持続可能性を高め、すべての人が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進します。 •一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。 	介護福祉課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> •健康寿命を延伸するために高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護・医療・健診情報を活用して、介護予防と生活習慣病対策・フレイル対策を一体的に実施していきます。 ポピュレーションアプローチとして通いの場での栄養講座や、ハイリスクアプローチとして健診受診後の未治療者宅を訪問し、個別支援をしていきます。 	介護福祉課

〔活動紹介〕 ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、身近な場所（地区公民館や集会所等）で、ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動です。

令和5年11月末現在、各地域で29のサロンが開催されています。

小学校区	サロン名	小学校区	サロン名
広陵西	六道山なごみ会	広陵東	なごみ会
	ふきのとう		萩の里
	いきいきサロン・タイム		いきいきサロン・ひまわり
広陵北	なでしこ弁財天		おしゃべりサロン南郷
	萱野なごみ会		幸サロン
	集いの会 沢		みんな元気にいこう会 杉の木会
	ハナミズキ		みんな元気にいこう会 林口会
	サロン福寿草		いきいきサロン今市
	寺戸ちょっとサロン		淵口ふれあい・いきいきサロン
真美一	ふれあい喫茶		古寺きずな会
	馬見南4丁目ふれあい茶話会	馬見北六丁目ふれあい喫茶	
	ワンハートの会	北2ふれあい・いきいきサロン	
	馬見第一いきいきサロン 「クローバー」	スマイル	
限定なし	バーバラ珈琲の会	かがやきの会	
	はしお元気村のかぐや姫たち		

基本目標 4 いのちを支える仕組みをつくる 【広陵町自殺対策計画】

基本目標 1～3の「地域で支え合う仕組みづくり」、「安心して暮らせる仕組みづくり」、「いきいきと暮らせる仕組みづくり」は自殺予防にもかかわる重要な施策です。これらの地域福祉推進に向けた取り組みを踏まえて、基本目標 4 を自殺対策計画と位置付け、自殺をなくすための施策を設定します。

4-1. 自殺対策計画について

(1) 国の動向

平成 18 年 10 月の自殺対策基本法の施行により、国を挙げて自殺対策が推進された結果、全国の年間自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少してきました。しかし、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、年間自殺者数は 11 年ぶりに前年を上回りました。また、小中高生の自殺者数は増加する傾向がみられています。

平成 28 年 4 月に改正自殺対策基本法が施行され、すべての市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。国では平成 29 年 7 月に自殺総合対策大綱の見直しが行われ、さらに令和 4 年 10 月には、小中高生の自殺者数が過去最悪の水準となったことを踏まえて、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

(2) 本町の状況

① 自殺者の状況

本町の自殺死亡率（人口 10 万人あたり）を平成 24 年～平成 28 年と平成 29 年～令和 3 年でみると、全国平均に比べて、総数、男性、女性ともに低い値で推移しています。

《自殺死亡率》

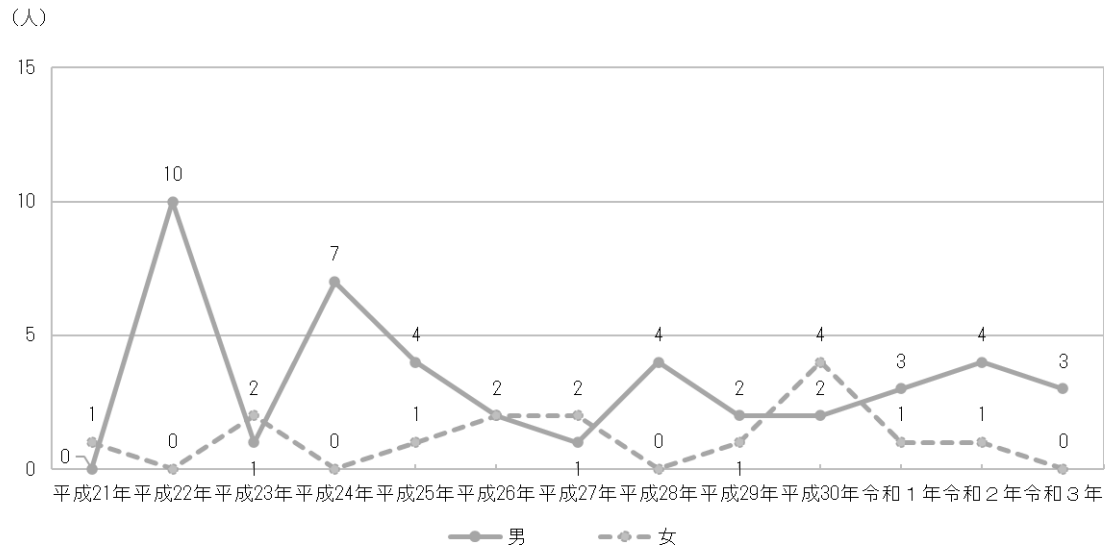
	平成 24 年～平成 28 年			平成 29 年～令和 3 年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
広陵町	13.3	21.6	5.6	11.99	16.64	7.69
全国	19.6	27.7	11.9	16.25	22.67	10.14

自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺者数

資料：地域自殺実態プロフィール 2022

本町の平成 21 年～令和 3 年の自殺者数は合計で 58 人となっています。平成 22 年と平成 24 年が特に多くありました。平成 25 年以降は、毎年、5 人前後となっています。令和 2～3 年は新型コロナウイルス感染症の拡大もありましたが、特に顕著な傾向はみられませんでした。

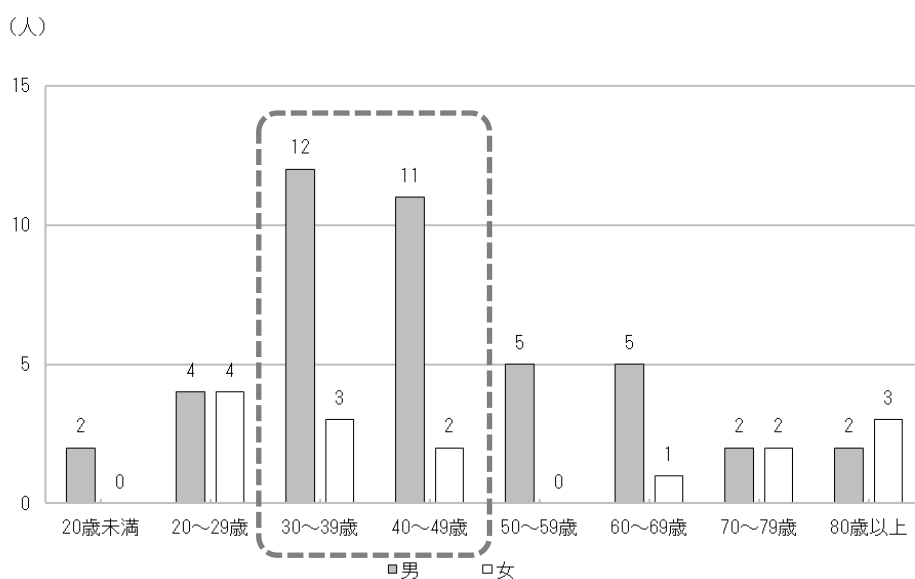
《自殺者数の推移（自殺統計（自殺日、住居地））》



資料：地域自殺実態プロフィール 2022 追加資料 1（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

本町の平成 21 年～令和 3 年の自殺者数合計を年齢別にみると、20 歳代から 60 歳代で多い状況であり、その中でも 30 歳代と 40 歳代の男性が特に多い傾向がみられます。

《年齢階級別の自殺者数（自殺統計（自殺日、住居地）） 平成 21 年～令和 3 年合計》



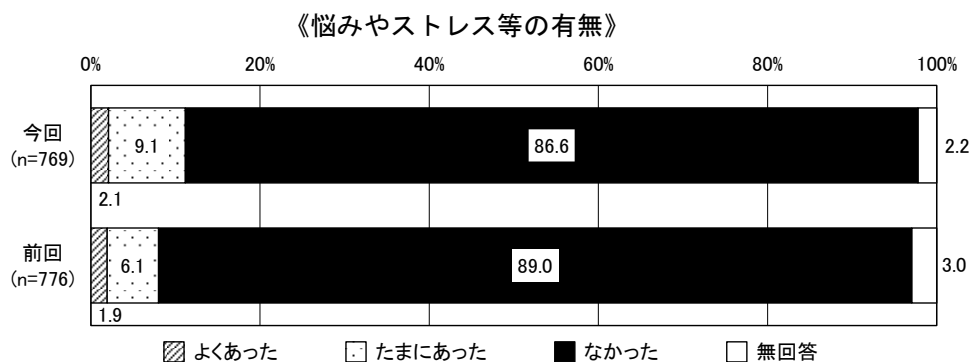
資料：地域自殺実態プロフィール 2022 追加資料 1（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

②住民の意識（自殺に関するアンケート結果）

住民アンケート調査（問34）において、最近6か月間に「死にたい」と思うほどの悩みやストレスを感じたかをたずねたところ、「なかった」が86.6%、『あった』（「よくあった」と「たまにあった」を合わせた割合）は11.2%となっています。

前回と比べて、『あった』の割合（今回：11.2%、前回：8.0%）がやや増加しています。

年齢別でみると、年齢が若い層ほど『あった』の割合が多くなる傾向があり、最も多い年齢は「18～29歳」で28.4%となっています。



		n数	よくあった	たまにあった	なかった	無回答	『あった』
年齢	18～29歳	60	6.7%	21.7%	70.0%	1.7%	28.4%
	30～39歳	83	6.0%	8.4%	79.5%	6.0%	14.4%
	40～49歳	105	2.9%	10.5%	84.8%	1.9%	13.4%
	50～59歳	131	0.0%	10.7%	88.5%	0.8%	10.7%
	60～64歳	74	1.4%	8.1%	90.5%	0.0%	9.5%
	65～74歳	212	0.9%	5.7%	90.6%	2.8%	6.6%
	75歳以上	95	1.1%	6.3%	90.5%	2.1%	7.4%

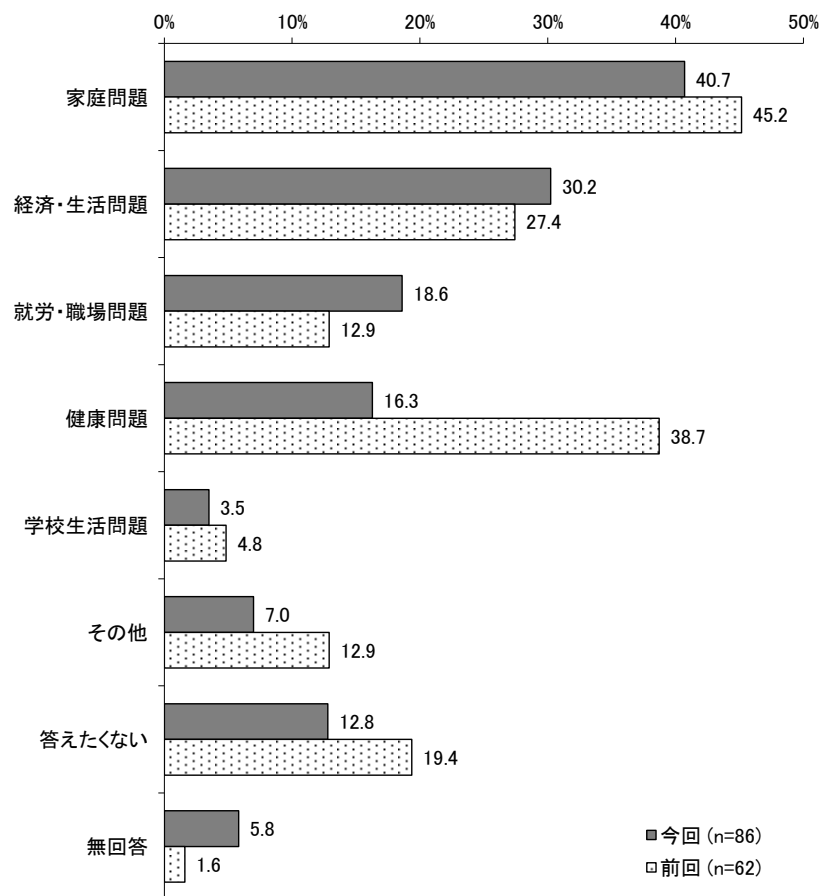
※網掛け：各分類層での第1位回答

※『あった』は、「よくあった」と「たまにあった」を合わせた割合

住民アンケート調査（問 34 付問）において、悩みやストレス等が『あった』（「よくあった」または「たまにあった」）と回答した人に悩みの原因をたずねたところ、「家庭問題」が40.7%と最も多く、次いで「経済・生活問題」が30.2%、「就労・職場問題」が18.6%、「健康問題」が16.3%と続いています。「家庭問題」の割合が最も多い傾向は前回と同じです。

年齢別でみると、40歳未満の層では「経済・生活問題」、「40～49歳」では「就労・職場問題」、50歳以降の層では「家庭問題」の割合が最も多くなっています。

《悩みの主な原因》



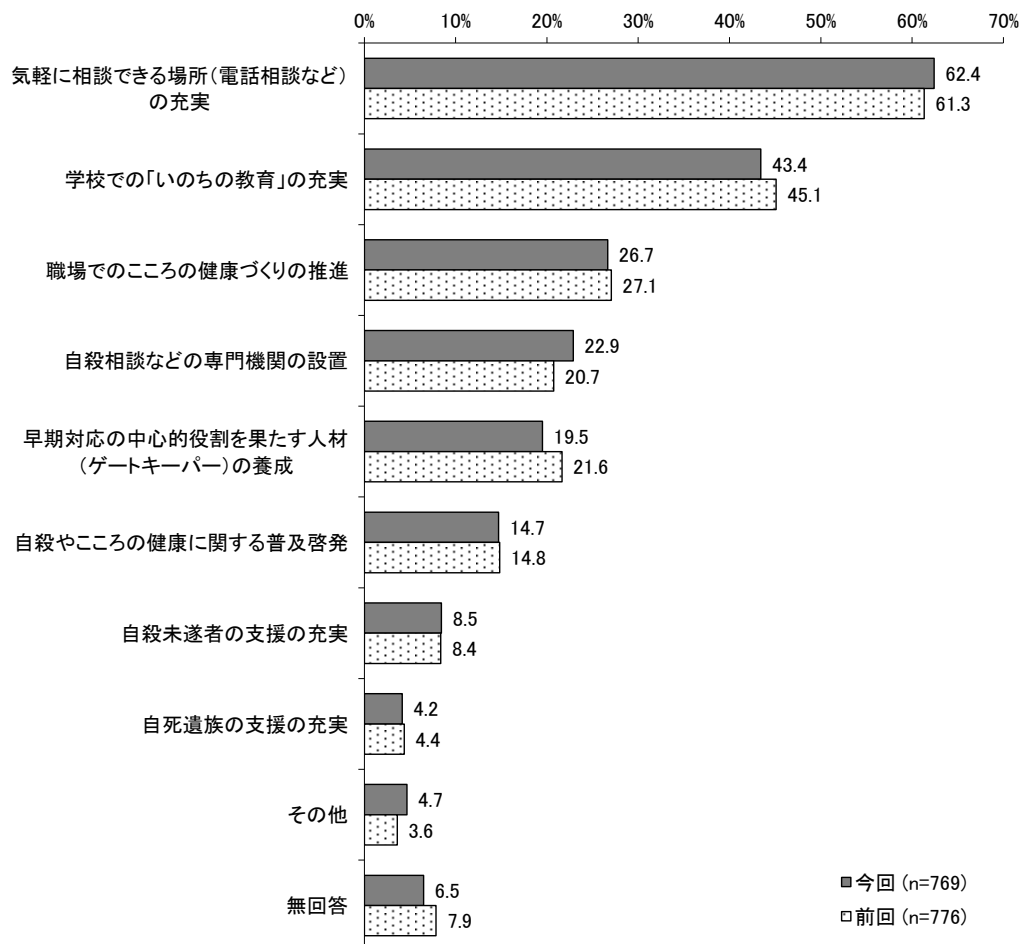
		n数	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	就労・職場問題	学校生活問題	その他	答えたくない	無回答
年齢	18～29歳	17	29.4%	5.9%	47.1%	17.6%	11.8%	11.8%	23.5%	0.0%
	30～39歳	12	50.0%	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
	40～49歳	14	28.6%	14.3%	21.4%	42.9%	7.1%	7.1%	7.1%	14.3%
	50～59歳	14	42.9%	7.1%	7.1%	35.7%	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%
	60～64歳	7	57.1%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%
	65～74歳	14	28.6%	21.4%	28.6%	0.0%	0.0%	7.1%	21.4%	7.1%
	75歳以上	7	71.4%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%

※網掛け:各分類層での第1位回答 ※n数が少ない分類層は参考値扱い

住民アンケート調査（問 35）において、自殺を減少させるために重要なことは、「気軽に相談できる場所（電話相談など）の充実」が62.4%と最も多く、次いで「学校での「いのちの教育」の充実」が43.4%と続いています。前回との大きな違いはみられません。

年齢別でみると、各層ともに「気軽に相談できる場所（電話相談など）の充実」の割合が最も多くなっています。

《自殺を減少させるために重要なこと》

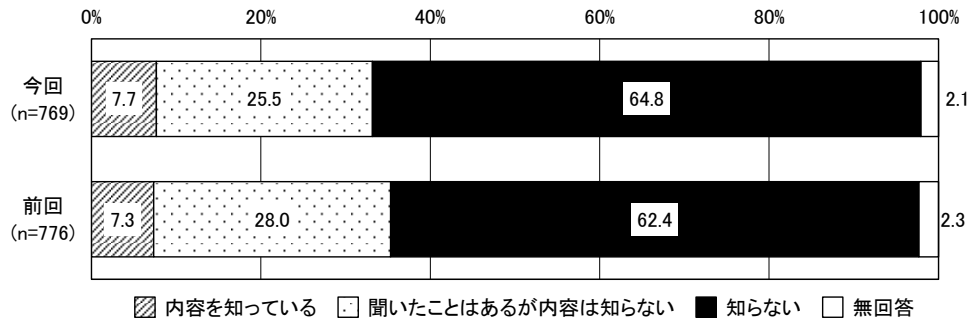


年齢	n数	学校での「いのちの教育」の充実	職場でのこころの健康づくりの推進	気軽に相談できる場所（電話相談など）の充実	自死遺族の支援の充実	自殺未遂者の支援の充実	自殺やこころの健康に関する普及啓発	早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）の養成	自殺相談などの専門機関の設置
		18～29歳	60	16.7%	18.3%	53.3%	3.3%	18.3%	18.3%
30～39歳	83	37.3%	38.6%	59.0%	8.4%	12.0%	8.4%	20.5%	18.1%
40～49歳	105	39.0%	27.6%	57.1%	6.7%	10.5%	13.3%	22.9%	22.9%
50～59歳	131	41.2%	31.3%	61.1%	3.8%	8.4%	13.7%	24.4%	26.0%
60～64歳	74	50.0%	33.8%	64.9%	2.7%	5.4%	13.5%	13.5%	25.7%
65～74歳	212	50.9%	22.2%	66.5%	1.4%	4.7%	16.5%	17.9%	23.6%
75歳以上	95	51.6%	18.9%	66.3%	6.3%	8.4%	16.8%	15.8%	16.8%

※網掛け：各分類層での第1位回答 ※その他、無回答は非表示

住民アンケート調査（問 33）において、自殺対策基本法の認知度をたずねたところ、「知らない」が64.8%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」が25.5%、「内容を知っている」が7.7%となっています。前回との大きな違いはみられません。年齢別でみると、各層ともに「知らない」の割合が最も多くなっています。

《自殺対策基本法の認知度》



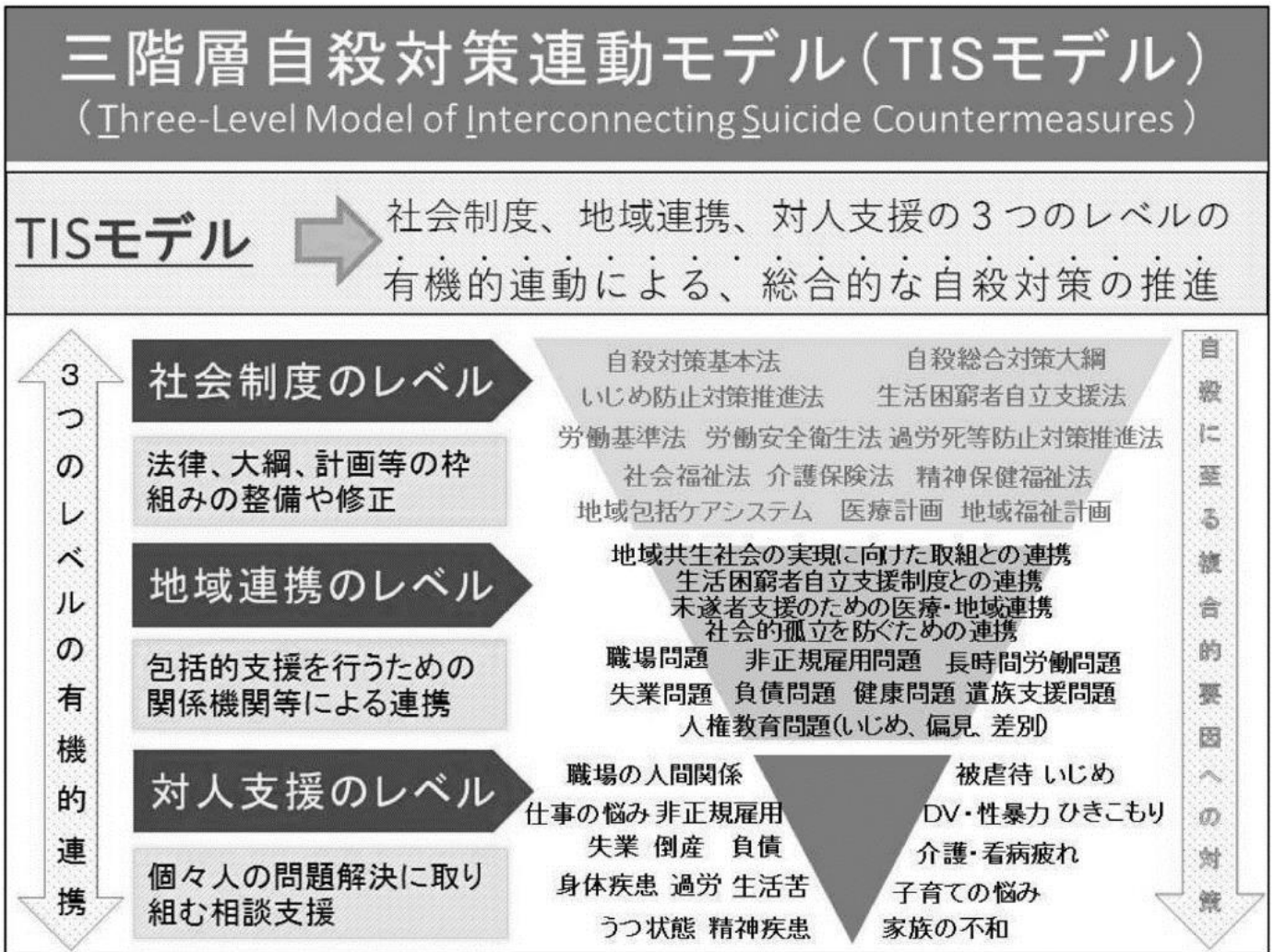
		n数	内容を知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	無回答
年齢	18～29歳	60	16.7%	20.0%	61.7%	1.7%
	30～39歳	83	6.0%	22.9%	66.3%	4.8%
	40～49歳	105	9.5%	26.7%	61.9%	1.9%
	50～59歳	131	5.3%	24.4%	69.5%	0.8%
	60～64歳	74	10.8%	21.6%	67.6%	0.0%
	65～74歳	212	7.5%	30.7%	59.0%	2.8%
	75歳以上	95	3.2%	23.2%	71.6%	2.1%

※網掛け:各分類層での第1位回答

③取り組みの現状と課題

自殺に至る原因は多岐にわたるもので、一般的に、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているといわれます。そのため、国では、「様々な分野の対人支援を強化すること」、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的に連動する考え方（三階層自殺対策連動モデル）に基づいて自殺対策を展開しています。

《三階層自殺対策連動モデル》



資料：いのち支える自殺対策推進センター

本町では、第1期計画において5年間の平均自殺死亡率 13.3から同7.98 に減少する目標（現状から 40%減少）を設定しましたが、5年間の取り組みの結果、平均自殺死亡率は 11.99 に減少したものの、目標には及びませんでした。

第1期計画期間では、相談窓口の周知、ゲートキーパーの養成、住民への啓発、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育は概ね実施してきました。個々のケースに対しては関係部署とケース会議を開催して支援方法を検討しました。成人を対象とした健康診査で生活背景を考慮しつつ問診聴取等を実施しましたが、メンタルハイリスク者は発見されませんでした。

実施できなかった取り組みとしては、関係機関との連携方法についての検証ができておらず、また、アルコール依存が絡む対象者の支援方法等について他課と協議やワーキンググループ開催には至りませんでした。

そのため、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行う関係機関等による実務連携などの「地域連携」について、継続的な見直しを進めることがこれからの課題となります。

4-2. 自殺対策の展開に向けて

(1) 自殺対策の方針

令和4年10月の新たな自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

本町の自殺死亡率は全国平均より低いものの、自殺に至る背景には「家庭問題」、「経済・生活問題」、「就労・職場問題」など様々な原因が絡み合っていることから、自殺対策には多様な分野との一層の連携が必要となっています。

本町では、国の自殺総合対策大綱に基づく取り組みと本町の状況を踏まえ、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村が取り組む必要があるとされた、5つの基本施策を推進します。

また、「地域自殺実態プロファイル2022」(自殺総合対策推進センター(厚生労働省所管))によると、本町の近年の自殺ケースから「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」を対象とする対策の重要性が指摘されています。こうした分析を踏まえ、本町では特に30歳代と40歳代の年齢層への自殺対策を重点施策として位置付け、多様な分野で連携して取り組みます。

《5つの基本施策》

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

(2) 計画の目標指標

国の「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)では、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、引き続き、令和8年までに自殺死亡者を平成27年と比べて30%以上減少させることを数値目標としました。

国全体で進める「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、本町では、国の目標を上回る40%減少を目指し、平成29年～令和3年の5年間の平均自殺死亡率11.99を、計画期間の5年間(令和6年～令和10年)の平均自殺死亡率7.19にすることを目標とします。

	現 状	計画期間
基準年	平成29年～令和3年 (5か年平均)	令和6年～令和10年 (5か年平均)
自殺死亡率 (人口10万対)	11.99	7.19 ※40%減少

4-3. 自殺対策の展開

(1) 地域におけるネットワークの強化

施策の方向

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。

それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、住民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を図り必要があります。

今後は、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を図るため相談窓口の充実と専門機関との連携効果を図ります。

今後の取り組み（重点事業は【★】）

①地域におけるネットワークの強化

庁内各部署や既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

取り組み	具体的な内容	担当課
広陵町自殺対策推進協議会（仮称）の設置およびネットワークの構築【★】	・本町の自殺対策推進の中核組織として、保健、医療、福祉、警察、教育、民間ボランティア等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成される協議会を設置し、総合的な自殺対策に取り組みます。また、庁舎内において自殺対策ワーキンググループ（仮称）を設置し、協議会と連携しながら、地域におけるネットワークを構築し、体制づくりに努めます。	社会福祉課

②相談窓口の周知と連携

相談窓口の周知及び相談の多様な手段の確保を図るとともに、適切な専門・関係機関へつながることができるよう、関係する相談窓口の連携強化を図ります。

取り組み	具体的な内容	担当課
くらしのガイドでの相談窓口の周知	・くらしのガイドへの相談窓口連絡先を掲載します。	総合政策課
相談等を通じた周知	・相談者に対して、必要に応じた相談先情報の周知を図ります。	社会福祉課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

施策の方向

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が急務となっています。

自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図る必要があります。

今後の取り組み（重点事業は【★】）

①ゲートキーパーの養成

町職員へのゲートキーパー研修を実施するとともに、傾聴や相談窓口のつなぎ方など、実践的な対応に向けて段階的に専門研修を実施します。

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア等を対象に研修を行い、地域におけるゲートキーパーの人材確保と養成を行います。

取り組み	具体的な内容	担当課
職員向けゲートキーパー研修の開催【★】	<ul style="list-style-type: none">・開催方法等を社会福祉課と協議し、必要に応じて職員向けゲートキーパー研修を実施します。・傾聴や相談窓口のつなぎ方など、実践的な対応に向けて段階的に専門研修の受講を促します。・心身の不調を予防するため、メンタルヘルス（セルフケア・ラインケア）の研修の受講を促します。	秘書人事課
福祉関係団体向けゲートキーパー研修の開催【★】	<ul style="list-style-type: none">・福祉に携わる団体等を対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。	社会福祉課

②教育にかかわる人材の育成

教職員等に対して、自殺対策への理解を促進する教材の配布や情報提供を行います。

取り組み	具体的な内容	担当課
教職員向けゲートキーパー研修等の開催【★】	<ul style="list-style-type: none">・教職員等に対して、自殺対策に関わる最新情報の提供や教職員研修への受講勧奨を行います。	学校支援課
	<ul style="list-style-type: none">・保育士や幼稚園教諭、教職員等に対し、児童虐待防止に関する研修会や講習会を開催し、自殺対策の理解促進に努めます。	子育て総合支援課

(3) 住民への啓発と周知

施策の方向

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景については、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及・啓発活動を推進します。

今後の取り組み（重点事業は【★】）

①自殺予防に関する正しい知識の普及

様々な機会を通じ、こころの健康や自殺予防に関する正しい知識の普及に努めます。

取り組み	具体的な内容	担当課
広報紙・ホームページでの周知	・広報紙やホームページに、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）等にあわせて、自殺に関する情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	社会福祉課
啓発拠点としての図書館の活用【★】	・こころの健康に関する住民の理解促進に向け、自殺対策強化月間や自殺予防週間等に、図書館においてこころの健康に関する図書コーナーの開設や情報提供の場として活用を図ります。	図書館

②自殺に関する講演会、イベントの開催

自殺対策に関する住民の理解を広げるため、様々なテーマを取り上げた講演会・イベント等を開催します。

取り組み	具体的な内容	担当課
「いのちを守るまちづくり」イベント事業による啓発【★】	・多角的な視点から「いのち」「健康」について学び得る体験型のイベントを開催し、ストレスチェック測定の実施、メンタルヘルスや自殺予防のパネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発を行います。	けんこう推進課 社会福祉課
地域巡回型健康教室「広陵元気塾」での啓発	・小学校区単位（5校区）を毎月1回巡回し、運動と栄養の健康教室を開催しており、参加者に対して心と体の休養や心身バランスについての講話を盛り込むことでメンタルヘルスへの気づきや自殺予防への意識向上を図ります。	けんこう推進課

(4) 生きることの促進要因への支援

施策の方向

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります。

今後は、相談窓口の充実など、早期からの適切な対応や支援が図れる体制づくりに取り組めます。

今後の取り組み（重点事業は【★】）

①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援

生活の中で苦しさを感じている方や健康問題で悩んでいる方など自殺リスクを抱える可能性のある方への支援を図るとともに、必要に応じて適切な相談機関の案内に努めます。

取り組み	具体的な内容	担当課
アルコール依存症についての啓発	・関係機関向けにアルコール依存症について、知識の普及、啓発を図ります。	けんこう推進課 社会福祉課

②児童・生徒や家族に対する相談体制の充実とこころの健康

各小・中学校の教職員、スクールカウンセラー等を中心とした児童・生徒や家族に対する相談体制の充実を図ります。

取り組み	具体的な内容	担当課
学校での相談体制の充実【★】	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、現状の体制を維持しながら引き続き保護者や児童・生徒の相談に対応していきます。 ・児童生徒の状態を把握するスクリーニング会議等を実施して、子どもの状態をキャッチし、支援していきます。	学校支援課

③若者世代に対する相談支援

40歳未満の若者世代が抱える様々な問題（就労、人間関係、ひきこもり、経済的困難等）に対し、相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。

取り組み	具体的な内容	担当課
若年者健康診査を通じた相談支援【★】	・20歳から39歳までの住民で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施し、心身にリスクがあると判断された場合など必要なときは専門機関による支援につなげます。	けんこう推進課
生活安定対策事業（若年者の就労相談）	・関係機関と連携し、若年者の就労相談や就労支援セミナー等の実施を通じて就労支援を行います。	産業総合支援課

④うつ病が疑われる症状の早期発見

町実施の健康診査等を通じて、うつ病が疑われる症状の早期発見と早期支援に努めます。

取り組み	具体的な内容	担当課
うつリスクのある方への支援	・健康診査や健康相談の機会を活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。	けんこう推進課
	・母子健康手帳交付時の面談や妊娠中の相談、産後の新生児訪問等を通して、助産師や保健師が産後うつ等の早期発見と予防、支援を行い、必要時には医療機関と連携し適切な支援につなげます。	子育て総合支援課

⑤自死遺族への支援

自死遺族は、日常生活上の困難、保健・医療、心理的、福祉、経済、法律等にかかわる多様な問題を複合的に抱える可能性が高いため、早期からの適切な支援に努めます。

取り組み	具体的な内容	担当課
相談対応の充実	・様々な困りごとへの相談対応とともに、問題解決にあたって適切な機関につなげます。	社会福祉課

⑥居場所づくりの推進

孤立のリスクを抱える方が、地域とつながり、各種支援とつながることができるよう、身近な居場所の確保と周知に努めます。

取り組み	具体的な内容	担当課
居場所づくりの推進【★】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業をはじめ、孤立感や孤独感を抱える子育て中の親子が気軽に集い交流できる場を町内各地で開催し、身近な地域での居場所づくりを進めます。 	子育て総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども育成教室の利用を通じて、身近な地域での子どもの居場所づくりに努めます。 	子ども課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の通いの場、認知症カフェ等の開催を通じて、身近な地域での居場所づくりを支援します。 	介護福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰を目指す精神障がい者の地域での暮らしを支援するため、福祉サービス提供事業所の整備拡充を働きかけます。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に行きづらいと感じている子どもの居場所として図書館の活用を図ります。 	図書館

(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

施策の方向

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進します。

今後の取り組み（重点事業は【★】）

① SOSの出し方に関する教育の実施

児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重しながら生きていくことについて考えるため「いのちの教育」を実施します。

児童・生徒が直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を実施します。

取り組み	具体的な内容	担当課
SOSの出し方教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談をするためのツールを多く提供し、児童生徒が早めに悩みや助けを求める声をあげやすくするためにする。「いのちの教育」を行い、いのちの大切さを伝えます。 ・学校での自殺予防教育を通じて、児童・生徒に正しい知識を与え、自分に合った対処方法を実践する力を育成します。 	教育総務課
教職員向けゲートキーパー研修の開催【再掲】【★】	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員等に対して、自殺対策に関わる最新情報の提供や教職員研修への受講勧奨を行います。 	学校支援課
P T A向けSOSの気づきの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・P T Aに対するセミナーや研修会等の実施を通じて、子どもの自殺の危険に対する気づきなど、児童・生徒の保護者の自殺問題に対する理解を深める啓発を行います。 	生涯学習文化財課
学校での相談体制の充実【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、現状の体制を維持しながら引き続き保護者や児童・生徒の相談に対応していきます。 ・児童生徒の状態を把握するスクリーニング会議等を実施して、子どもの状態をキャッチし、支援していきます。 	学校支援課

②児童・生徒のSOSへの気づき・対応

児童・生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるか等について、教職員、保護者等への普及・啓発を図ります。

取り組み	具体的な内容	担当課
PTA向けSOSの気づきの啓発	<ul style="list-style-type: none"> PTAに対するセミナーや研修会等の実施を通じて、子どもの自殺の危険に対する気づきなど、児童・生徒の保護者の自殺問題に対する理解を深める啓発を行います。 	生涯学習文化財課
学校での相談体制の充実 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、現状の体制を維持しながら引き続き保護者や児童・生徒の相談に対応していきます。 児童生徒の状態を把握するスクリーニング会議等を実施して、子どもの状態をキャッチし、支援していきます。 	学校支援課

第5章 計画推進のために

1. 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、NPO法人、事業所など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、広陵町自治基本条例の原則に基づき、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしつつ、協力関係を築きながら、地域福祉の基本理念のもとに取り組んでいきます。

2. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、本計画の基本理念、基本目標、施策内容について、広く住民に周知し、地域での活動の浸透を図ります。また、小学校高学年や中学生への周知の機会や方法について、教育委員会と連携を図り、検討していきます。

3. 社会福祉協議会との連携

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置付けられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民の参加とともに、計画の各分野で広陵町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

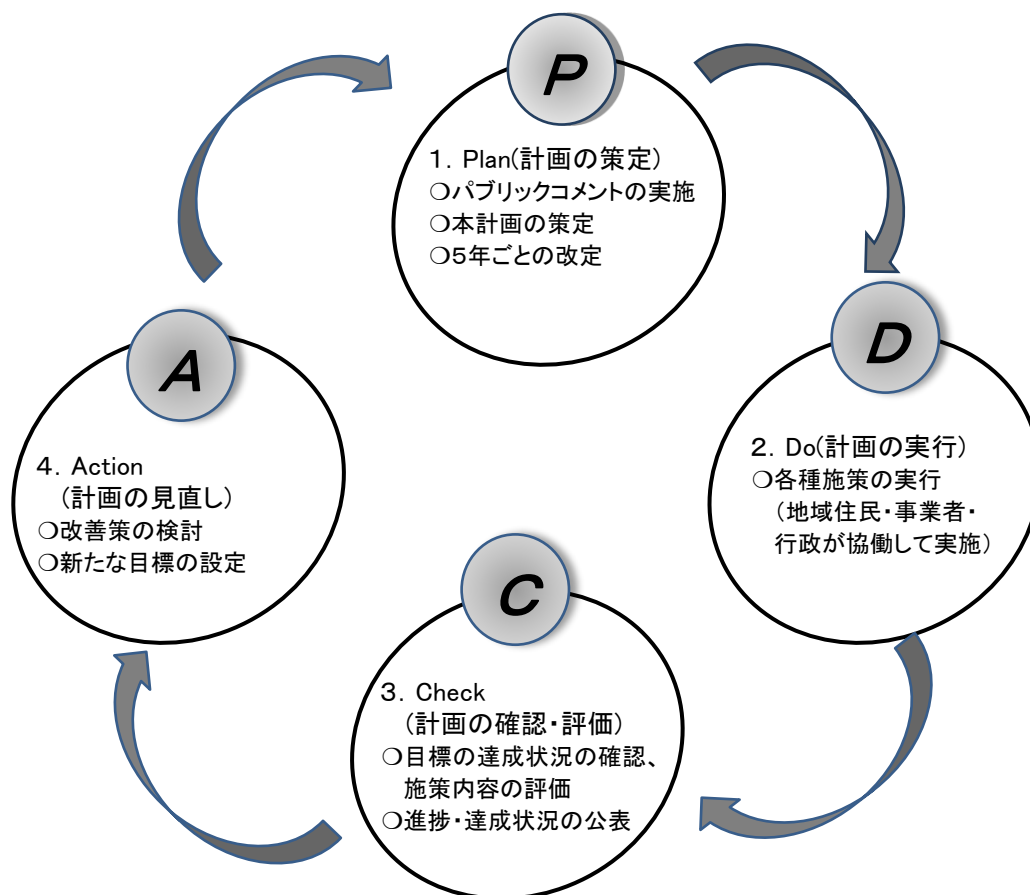
このため、広陵町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

そのため、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進行管理を行い、点検していく必要があります。そうした評価をもとに事業の見直しを行う、PDCAサイクル（計画の策定（Plan）、計画の実行（Do）、計画の確認・評価（Check）、計画の見直し（Action））に基づき、施策の着実な推進を図ります。

《PDCAサイクルによる計画の進行管理》



資料編

1. 計画策定について

(1) 広陵町地域福祉計画策定委員会設置条例

平成 30 年 3 月広陵町条例第 14 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 107 条の規定に基づき、広陵町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、広陵町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事。
- (2) 計画の進捗状況に関する事。
- (3) その他、計画に関し町長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して優れた識見を有する者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(2) 広陵町地域福祉計画策定委員会名簿

氏名	所属等
一川 まつえ	保育サポートほっとハウス
上田 和美	NPO法人つくし野会
上村 久雅	広陵町PTA連絡協議会
岡本 新司	広陵町医師会
奥西 治	広陵町社会福祉協議会
歸山 麗子	広陵町介護予防リーダー
久保 博	公募
笹井 正隆	広陵町老人クラブ連合会
白井 克昌	広陵町区長・自治会長会
巽 康宏	広陵町青少年健全育成協議会
○藤山 久仁子	広陵町民生委員・児童委員協議会
名張 裕信	社会福祉法人信和会 特別養護老人ホームおきなのだ
西川 美和子	広陵町商工会
野中 美佑	畿央大学健康科学部理学療法学科
長谷川 和彦	広陵町防災士ネットワーク
古田 ミキ	広陵町赤十字奉仕団
榎井 佑子	公募
松井 宏之	広陵町 副町長
◎渡辺 一城	天理大学 人間学部人間関係学科社会福祉専攻

※50音順。氏名の◎は委員長、○は職務代理者。

(3) 策定経過

開催時期	内 容
令和5年 8月～9月	住民アンケート調査の実施
令和5年 9月20日(水)	第1回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長、職務代理者の選出 ・広陵町地域福祉計画策定方針及びスケジュールについて ・アンケート調査について
令和5年 9月～10月	関係団体等アンケート調査の実施
令和5年 10月26日(木)	第2回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・町の現状報告(施策評価結果等) ・計画骨子案の検討 ・住民アンケート調査結果速報
令和5年 12月1日(金)	広陵町関係各課ヒアリングの実施
令和5年 12月19日(火)	第3回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート及び関係団体等アンケートの調査結果について ・広陵町地域福祉計画素案について
令和6年 1月19日～29日	パブリックコメントの実施
令和6年 2月6日(火)	第4回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・第2期広陵町地域福祉計画(案)について

2. 用語解説

〈あ行〉

●NPO

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の、営利を目的としない住民活動団体のことです。

●オストメイト

人工肛門・人工膀胱を造設している人のことです。

〈か行〉

●介護予防リーダー

本町では、養成講座を実施し、修了した受講者は、広陵町介護予防リーダー（通称 KEEP）として、運動やレクリエーションを通して、介護予防の普及啓発をしています。

●ゲートキーパー

自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のことをいいます。

●子育て援助活動支援事業

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動を進める制度です。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者のことです。

●コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体となって計画し、運行費用を負担して運営するバスのことです。

●孤立死

「孤立死」と「孤独死」の明確な定義はないものの、「孤立死」は周囲との交流がなく、地域から孤立している状況の中で、自宅などで誰にも看取られず一人で亡くなり、死後、長期間放置されていた場合に使われるケースであり、「孤独死」は、家族や地域、知人などとの交流がある中も、自宅などで疾病などで一人で亡くなったケースとされています。

〈さ行〉

●サロン（ふれあい・いきいきサロン）

ふれあい・いきいきサロンは、身近な場所（地区公民館や集会所等）で、ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動です。

●社会福祉協議会

全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間の組織のことで、地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動など、様々な事業を実施しています。

●自主防災組織

災害対策基本法第5条2において規定されている、自治会・管理組合などが母体となり、地域住民が自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する防災組織のことで、平常時は防災活動や防災訓練を行い、災害時には情報伝達や避難誘導、救出・救護活動等に当たります。

●シルバー人材センター

高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体のことで、

●スクールカウンセラー（SC）

教育機関において心理相談業務に従事する心理専門職のことで、

●スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が日常生活で直面する悩みや苦しみについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ福祉的なアプローチによって解決を支援する福祉専門職のことで、

●生活支援コーディネーター

支援を必要とする高齢者を地域で支える体制づくりに向け、生活支援体制整備事業により「生活支援コーディネーター」を設置しています。「生活支援コーディネーター」は、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担います。また、地域における関係者間のネットワークづくりや情報共有、資源開発の場として「協議体」を設置し、生活支援コーディネーターが協議体の運営を支援していきます。

●成年後見制度

判断能力が不十分な人が不利益を被らないように支援・保護する制度。支援者は、判断能力が不十分な人の身上監護や財産管理の手助けを行います。

〈た行〉

●地域共生社会

高齢者や障がい者、乳幼児などが受ける、介護や社会福祉サービスなどの縦割りの制度や支援では不十分な部分を、支え手・受け手という関係を超えて地域住民や地域で、人と人、人と資源が丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

●地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

●地域自殺実態プロフィール

自殺対策計画策定のため、国の自殺総合対策推進センターより提供された地域の自殺の実態を詳細に分析したものです。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制づくりのことです。

●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら、高齢者とその家族の悩みや課題解決などの業務にあたります。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のことです。

〈な行〉

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のことです。

●認知症

「認知症」は病名ではなく、認識したり、記憶したり、判断したりする力が障がいを受け、社会生活に支障を来す状態のことです。

●ノーマライゼーション

誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方のことです。

〈は行〉

●ハザードマップ

災害予測図のことです。万が一の災害に、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度などの情報や、避難場所などの情報を市町村が、地図上に明示したものです。防災マップとも呼びます。

●パブリックコメント

行政機関が、計画の策定などを行う際に、その素案を公表し、意見を聞き、意見を考慮して計画を決定する制度のことです。

●ハラスメント

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりすることです。

●バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていくうえでバリア（障壁）となるものを除去することです。段差などの物理的な障壁の除去だけではなく、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

●BLEタグ

近くにある物を無線でつなげることができる Bluetooth（ブルートゥース：複数のデジタル機器を無線で接続し、音声通信やデータ通信を行う技術の共通仕様）の一種です。BLEタグは位置検知システムに使用され、信号の発信と受信により位置情報を検知することができます。BLEは、Bluetooth Low Energy（ブルートゥース・ロー・エナジー）の略称で、Bluetoothの規格の中でも省電力であるという特徴があります。

●避難行動要支援者

災害時において、自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者のことです。災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定められています。

〈ま行〉

●メンタルヘルス

心の健康。心の健康を保つことです。

〈や行〉

●ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすることです。

●ユニバーサルトイレ

車いすの人やオストメイト、介助が必要な人、子ども連れの人などに対応した機能のある、誰でも利用しやすいトイレのことです。

●要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、法定化されたサポートネットワークです。

第 2 期広陵町地域福祉計画

【令和 6 年度～令和 10 年度】

発 行：広陵町

編 集：広陵町けんこう福祉部社会福祉課

発行年月：令和 6 年 3 月

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2

電話 0745-55-6771

F A X 0745-54-5324